

第150期定時株主総会 招集ご通知

●日時 平成28年6月29日（水曜日）

受付開始 午前9時

開 会 午前10時

●場所 北九州市小倉北区中島二丁目1番1号

TOTOミュージアム ホール



目 次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	43
■ 連結計算書類	81
■ 計算書類	83
■ 監査報告書	85

株主の皆様へ

北九州市小倉北区中島二丁目1番1号

TOTO株式会社

代表取締役
社長執行役員 喜多村 円

第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第150期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区中島二丁目1番1号 TOTOミュージアム ホール
（開催場所が昨年と異なります。末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項
 1. 第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役13名選任の件
 - 第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面（郵送）による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権の行使について

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用の注意点」をご参照の上、平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分までにインターネットにより議決権を行使ください。

(3) 議決権の重複行使について

書面（郵送）とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第11条に基づき、当社ホームページに掲載しております。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ「投資家・IR情報」において周知させていただきます。
当社ホームページアドレス <http://www.toto.co.jp/company/ir/>
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。資源節約のため、本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 当日はクールビズ（軽装）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日はお土産をご用意しておりますが、お持ちいただく議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

平成28年6月29日(水)
受付開始：午前9時
開 会：午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を
記入のうえ投函

行使期限

平成28年6月28日(火)
午後5時10分到着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<http://www.evotage.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

平成28年6月28日(火)
午後5時10分まで

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご利用の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権のお手続はいずれも不要でございます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話のご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以 上

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 取締役13名選任の件

当社では、取締役の任期を1年と定めております。現任取締役12名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたしますので、株主の皆様以下13名の取締役候補者につきましてご承認をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役会の規模並びに取締役候補者の選任にあたりましては、当社取締役会が当社グループの企業価値の向上に資するに必要な専門知識や経験等を有する取締役で構成されること、また現時点で最適な人員体制となることを前提に、指名諮問委員会*の諮問を受けたうえで決定しております。

また、各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

※指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役 社長執行役員としています。

候 補 者

候補者 番号 ① 再 任		は り も と く に お 張 本 邦 雄 ●生年月日：昭和26年3月19日生 ●所有する当社株式の数：44,200株	指名諮問委員																																																
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況																																																			
<table border="0"> <tr> <td>昭和48年4月</td><td>当社入社</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>平成15年6月</td><td>当社取締役 執行役員</td><td>販売推進グループ長</td><td></td></tr> <tr> <td>平成17年6月</td><td>当社取締役 常務執行役員</td><td>マーケティング&コミュニケーショングループ担当 兼 販売推進グループ長</td><td></td></tr> <tr> <td>平成18年6月</td><td>当社取締役 専務執行役員</td><td>マーケティンググループ、販売推進グループ担当</td><td></td></tr> <tr> <td>平成21年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>新領域事業グループ担当</td><td></td></tr> <tr> <td>平成22年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>システム商品グループ、新領域事業グループ、秘書室、 経営企画部、内部監査室担当</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>兼 Vプラン新領域事業担当</td><td></td></tr> <tr> <td>平成23年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、秘書室担当</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>兼 Vプラン新領域事業担当</td><td></td></tr> <tr> <td>平成24年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、文化推進部、 秘書室担当</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>兼 Vプラン新領域事業担当</td><td></td></tr> <tr> <td>平成26年4月</td><td>当社代表取締役 会長 兼 取締役会議長（現任）</td><td></td><td></td></tr> </table>				昭和48年4月	当社入社			平成15年6月	当社取締役 執行役員	販売推進グループ長		平成17年6月	当社取締役 常務執行役員	マーケティング&コミュニケーショングループ担当 兼 販売推進グループ長		平成18年6月	当社取締役 専務執行役員	マーケティンググループ、販売推進グループ担当		平成21年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ担当		平成22年4月	当社代表取締役 社長執行役員	システム商品グループ、新領域事業グループ、秘書室、 経営企画部、内部監査室担当				兼 Vプラン新領域事業担当		平成23年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、秘書室担当				兼 Vプラン新領域事業担当		平成24年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、文化推進部、 秘書室担当				兼 Vプラン新領域事業担当		平成26年4月	当社代表取締役 会長 兼 取締役会議長（現任）		
昭和48年4月	当社入社																																																		
平成15年6月	当社取締役 執行役員	販売推進グループ長																																																	
平成17年6月	当社取締役 常務執行役員	マーケティング&コミュニケーショングループ担当 兼 販売推進グループ長																																																	
平成18年6月	当社取締役 専務執行役員	マーケティンググループ、販売推進グループ担当																																																	
平成21年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ担当																																																	
平成22年4月	当社代表取締役 社長執行役員	システム商品グループ、新領域事業グループ、秘書室、 経営企画部、内部監査室担当																																																	
		兼 Vプラン新領域事業担当																																																	
平成23年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、秘書室担当																																																	
		兼 Vプラン新領域事業担当																																																	
平成24年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、文化推進部、 秘書室担当																																																	
		兼 Vプラン新領域事業担当																																																	
平成26年4月	当社代表取締役 会長 兼 取締役会議長（現任）																																																		
<重要な兼職の状況> 西日本鉄道株式会社 社外取締役																																																			
<取締役候補者とした理由> 張本邦雄氏は、代表取締役 社長執行役員及び代表取締役会長を歴任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏がグループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化を推進すると共に、業務執行の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。																																																			

候補者 番号 ②		き た む ら ま ど か	指名諮問委員																														
		喜 多 村 円																															
再 任		●生年月日：昭和32年5月24日生 ●所有する当社株式の数：12,900株																															
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況																																	
<table><tr><td>昭和56年4月</td><td>当社入社</td><td></td></tr><tr><td>平成18年6月</td><td>当社執行役員</td><td>経営企画部長</td></tr><tr><td>平成20年4月</td><td>当社執行役員</td><td>浴室事業部長</td></tr><tr><td>平成23年4月</td><td>当社常務執行役員</td><td>システム商品グループ担当 兼 浴室事業部長</td></tr><tr><td>平成23年6月</td><td>当社取締役 常務執行役員</td><td>システム商品グループ担当 兼 浴室事業部長</td></tr><tr><td>平成24年4月</td><td>当社取締役 常務執行役員</td><td>システム商品グループ担当</td></tr><tr><td>平成25年6月</td><td>当社取締役 専務執行役員</td><td>システム商品グループ担当</td></tr><tr><td>平成26年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>新領域事業グループ、経営企画本部、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当</td></tr><tr><td>平成27年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>新領域事業グループ、経営企画本部、グローバル戦略室、 秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当</td></tr><tr><td>平成28年4月</td><td>当社代表取締役 社長執行役員</td><td>グローバル事業推進、経営企画、秘書室担当（現任）</td></tr></table>				昭和56年4月	当社入社		平成18年6月	当社執行役員	経営企画部長	平成20年4月	当社執行役員	浴室事業部長	平成23年4月	当社常務執行役員	システム商品グループ担当 兼 浴室事業部長	平成23年6月	当社取締役 常務執行役員	システム商品グループ担当 兼 浴室事業部長	平成24年4月	当社取締役 常務執行役員	システム商品グループ担当	平成25年6月	当社取締役 専務執行役員	システム商品グループ担当	平成26年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当	平成27年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、グローバル戦略室、 秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当	平成28年4月	当社代表取締役 社長執行役員	グローバル事業推進、経営企画、秘書室担当（現任）
昭和56年4月	当社入社																																
平成18年6月	当社執行役員	経営企画部長																															
平成20年4月	当社執行役員	浴室事業部長																															
平成23年4月	当社常務執行役員	システム商品グループ担当 兼 浴室事業部長																															
平成23年6月	当社取締役 常務執行役員	システム商品グループ担当 兼 浴室事業部長																															
平成24年4月	当社取締役 常務執行役員	システム商品グループ担当																															
平成25年6月	当社取締役 専務執行役員	システム商品グループ担当																															
平成26年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当																															
平成27年4月	当社代表取締役 社長執行役員	新領域事業グループ、経営企画本部、グローバル戦略室、 秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当																															
平成28年4月	当社代表取締役 社長執行役員	グローバル事業推進、経営企画、秘書室担当（現任）																															
<取締役候補者とした理由> 喜多村円氏は、経営企画及びシステム商品全体の事業の責任者を経て、平成26年からは代表取締役 社長執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏が中長期経営計画を牽引するうえで適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。																																	

候補者 番号③		ふる べ きよし 古 部 清	指名諮問委員
再 任		●生年月日：昭和29年11月3日生 ●所有する当社株式の数：18,400株	
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
昭和52年4月 平成20年6月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成26年4月	当社入社 当社執行役員 当社執行役員 当社取締役 執行役員 当社取締役 常務執行役員 当社取締役 専務執行役員 当社取締役 専務執行役員 当社代表取締役 副社長執行役員	販売統括本部長 販売推進グループ担当 兼 販売統括本部長 販売推進グループ担当 兼 販売統括本部長 販売推進グループ担当 販売推進グループ担当 販売推進グループ、マーケティンググループ担当 販売関連部門管掌、文化推進部担当 兼 Vプラン国内住設事業担当 兼 Vプランマーケティング革新担当	
平成27年4月 平成28年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 当社代表取締役 副社長執行役員	販売関連部門管掌、文化推進部担当 兼 Vプラン国内住設事業担当 販売関連管掌、文化推進担当（現任）	
<取締役候補者とした理由>			
古部清氏は、販売推進グループ及びマーケティンググループの責任者を経て、平成26年からは代表取締役 副社長執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。			
当社は、同氏が中長期経営計画を牽引すると共に、販売関連の管掌を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号 ④ 再任		きよ た のり あき 清 田 徳 明 ●生年月日：昭和36年10月8日生 ●所有する当社株式の数：9,100株	指名諮問委員																					
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況																								
<table border="0"> <tr> <td>昭和59年4月</td> <td>当社入社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>当社執行役員</td> <td>レストルーム事業部長</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>当社執行役員</td> <td>レストルーム事業部担当</td> </tr> <tr> <td>平成24年6月</td> <td>当社取締役 常務執行役員</td> <td>レストルーム事業部担当</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月</td> <td>当社取締役 専務執行役員</td> <td>レストルーム事業部、機器水栓事業部担当</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月</td> <td>当社取締役 専務執行役員</td> <td>システム商品グループ、機器水栓事業部担当</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月</td> <td>当社代表取締役 副社長執行役員</td> <td>事業部門管掌、機器水栓事業、内部監査室担当 兼 Vプランマーケティング革新担当（現任）</td> </tr> </table>				昭和59年4月	当社入社		平成22年4月	当社執行役員	レストルーム事業部長	平成24年4月	当社執行役員	レストルーム事業部担当	平成24年6月	当社取締役 常務執行役員	レストルーム事業部担当	平成26年4月	当社取締役 専務執行役員	レストルーム事業部、機器水栓事業部担当	平成27年4月	当社取締役 専務執行役員	システム商品グループ、機器水栓事業部担当	平成28年4月	当社代表取締役 副社長執行役員	事業部門管掌、機器水栓事業、内部監査室担当 兼 Vプランマーケティング革新担当（現任）
昭和59年4月	当社入社																							
平成22年4月	当社執行役員	レストルーム事業部長																						
平成24年4月	当社執行役員	レストルーム事業部担当																						
平成24年6月	当社取締役 常務執行役員	レストルーム事業部担当																						
平成26年4月	当社取締役 専務執行役員	レストルーム事業部、機器水栓事業部担当																						
平成27年4月	当社取締役 専務執行役員	システム商品グループ、機器水栓事業部担当																						
平成28年4月	当社代表取締役 副社長執行役員	事業部門管掌、機器水栓事業、内部監査室担当 兼 Vプランマーケティング革新担当（現任）																						
<取締役候補者とした理由> 清田徳明氏は、レストルーム事業及びシステム商品グループの責任者を経て、平成28年からは代表取締役 副社長執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏が中長期経営計画のマーケティング革新の推進と経営戦略の実現を図ると共に、事業部門の管掌を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。																								
候補者 番号 ⑤ 再任		もり むら のぞむ 森 村 望 ●生年月日：昭和32年7月10日生 ●所有する当社株式の数：7,900株	報酬諮問委員																					
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況																								
<table border="0"> <tr> <td>昭和55年4月</td> <td>当社入社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>当社執行役員</td> <td>名古屋支社長</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>当社上席執行役員</td> <td>販売統括本部担当</td> </tr> <tr> <td>平成25年6月</td> <td>当社取締役 常務執行役員</td> <td>販売統括本部担当</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月</td> <td>当社取締役 常務執行役員</td> <td>マーケティンググループ、販売推進グループ担当</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月</td> <td>当社取締役 常務執行役員</td> <td>マーケティンググループ、販売推進グループ担当 兼 Vプランマーケティング革新担当</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月</td> <td>当社取締役 専務執行役員</td> <td>販売推進グループ、お客様、デザイン担当 兼 Vプラン日本住設事業担当（現任）</td> </tr> </table>				昭和55年4月	当社入社		平成22年4月	当社執行役員	名古屋支社長	平成25年4月	当社上席執行役員	販売統括本部担当	平成25年6月	当社取締役 常務執行役員	販売統括本部担当	平成26年4月	当社取締役 常務執行役員	マーケティンググループ、販売推進グループ担当	平成27年4月	当社取締役 常務執行役員	マーケティンググループ、販売推進グループ担当 兼 Vプランマーケティング革新担当	平成28年4月	当社取締役 専務執行役員	販売推進グループ、お客様、デザイン担当 兼 Vプラン日本住設事業担当（現任）
昭和55年4月	当社入社																							
平成22年4月	当社執行役員	名古屋支社長																						
平成25年4月	当社上席執行役員	販売統括本部担当																						
平成25年6月	当社取締役 常務執行役員	販売統括本部担当																						
平成26年4月	当社取締役 常務執行役員	マーケティンググループ、販売推進グループ担当																						
平成27年4月	当社取締役 常務執行役員	マーケティンググループ、販売推進グループ担当 兼 Vプランマーケティング革新担当																						
平成28年4月	当社取締役 専務執行役員	販売推進グループ、お客様、デザイン担当 兼 Vプラン日本住設事業担当（現任）																						
<取締役候補者とした理由> 森村望氏は、国内販売拠点及び販売推進グループの責任者を経て、平成28年からは取締役 専務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏が中長期経営計画の日本住設事業の推進と経営戦略の実現を図ると共に、販売部門の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。																								

候補者 番号⑥ 再任		あ べ そう いち 安 部 壮 一 ●生年月日：昭和36年8月22日生 ●所有する当社株式の数：7,000株
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社国際事業グループ 副グループ長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員		
国際事業本部長 国際事業本部担当 兼 Vプラン海外住設事業担当 国際事業本部担当 兼 Vプラン海外住設事業担当 中国・アジア住設事業担当 兼 Vプラン中国・アジア住設事業担当（現任）		
<重要な兼職の状況> 東陶（中国）有限公司 董事長		
<取締役候補者とした理由> 安部壮一氏は、中国駐在を経験し、中国事業及び国際事業の責任者を経て、平成26年からは取締役 常務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏が中長期経営計画の中国・アジア住設事業の推進と経営戦略の実現を図ると共に、中国・アジアでの事業部門の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
候補者 番号⑦ 再任		なる きよ ゆう いち 成 清 雄 一 ●生年月日：昭和37年3月18日生 ●所有する当社株式の数：6,900株
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
昭和62年4月 当社入社 平成22年4月 当社人財開発本部長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員		
人財開発本部長 コーポレートグループ、法務本部担当 兼 人財本部長 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 コーポレートグループ、法務本部担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 法務、人財、財務・経理、情報企画、総務、物流、購買、工務担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当（現任）		
<重要な兼職の状況> TOTOファイナンス株式会社 代表取締役社長		
<取締役候補者とした理由> 成清雄一氏は、人財開発本部、コーポレートグループ及び法務本部の責任者を経て、平成26年からは取締役 常務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏が中長期経営計画のマネジメントリソース革新の推進と経営戦略の実現を図ると共に、管理部門の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号 8 再 任		はやし りょう すけ 林 良 祐 ●生年月日：昭和38年9月4日生 ●所有する当社株式の数：5,000株
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
昭和62年4月 当社入社 平成22年4月 当社ウォシュレット生産本部長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員		ウォシュレット生産本部長 レストルーム事業部 次長 兼 ウォシュレット生産本部長 レストルーム事業部、もの創り技術グループ担当 兼 レストルーム事業部長 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当 レストルーム事業部、もの創り技術グループ担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当 新領域事業グループ、浴室事業、キッチン・洗面事業担当 兼 Vプラン新領域事業担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当（現任）
<取締役候補者とした理由> 林良祐氏は、レストルーム商品開発及びウォシュレット事業の責任者を経て、平成27年からは取締役 常務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。 当社は、同氏が中長期経営計画の新領域事業、デマンドチェーン革新の推進と経営戦略の実現を図ると共に、新領域、浴室、キッチン・洗面の各事業部門の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号 10 新任		あそ う たい いち 麻 生 泰 一 ●生年月日：昭和35年3月5日生 ●所有する当社株式の数：5,700株
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
昭和57年4月 当社入社 平成17年10月 当社中津衛陶製造部長 平成19年4月 当社衛陶生産本部 技術主幹 平成20年4月 TOTOサニテクノ株式会社 代表取締役社長 平成21年6月 当社執行役員 TOTOサニテクノ株式会社 代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員 衛陶生産本部長 兼 TOTOサニテクノ株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 当社上席執行役員 衛陶生産本部長 兼 TOTOサニテクノ株式会社 代表取締役社長 平成28年4月 当社上席執行役員 レストルーム事業、もの創り技術グループ担当（現任）		
<取締役候補者とした理由> 麻生泰一氏は、衛生陶器事業の責任者を務め、平成21年以降は執行役員として、衛生陶器の生産技術の向上に努め、グローバルな生産・供給体制の構築を牽引してまいりました。 このことから、当社は、レストルーム事業及びもの創り全般を牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者としております。なお、取締役選任後は、常務執行役員としての職責も担う予定です。		

候補者 番号 Ⅱ 再 任 社外取締役		お が わ ひ ろ き 小 川 弘 毅 ●生年月日：昭和16年9月21日生 ●所有する当社株式の数：0株	報酬諮問委員 指名諮問委員 特 別 委 員
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
昭和39年3月 西部瓦斯株式会社入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成20年4月 同社代表取締役会長 平成25年4月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役（現任） 平成25年6月 当社社外取締役（現任）			
<重要な兼職の状況> 黒崎播磨株式会社 社外取締役 （平成28年6月29日付で黒崎播磨株式会社社外取締役に就任予定であります。）			
<社外取締役候補者とした理由及び在任期間> 小川弘毅氏は、長年にわたり西部瓦斯株式会社の経営に携わり、住宅関連業界にも精通しており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会で提言いただき、従来の枠組みにとらわれることのない視点を当社の経営に反映し、監督機能を発揮いただいております。 当社は、同氏が経営全般及びコーポレート・ガバナンスに関する経験・知見に加え、地域に密着した経営に関する経験・知見も有しており、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。			
<取締役会出席状況> 当事業年度においては、取締役会12回中10回に出席いただいております。			
<独立性に関する考え方> 小川弘毅氏は、当社の取引先である西部瓦斯株式会社の出身であります。直近事業年度における当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する当該取引金額の割合はそれぞれ0.0%、0.0%であり、当社が定める独立役員の要件を満たしています。そのため、当社は同氏を各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている「独立役員」として届け出ております。 （当社独立役員基準については17ページをご参照ください。）			
<その他社外取締役に関する特記事項> 小川弘毅氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定です。			

候補者 番号 12 再 任 社外取締役		ます だ かず ひこ 榊 田 和 彦	報酬諮問委員 指名諮問委員 特 別 委 員
		●生年月日：昭和17年4月24日生 ●所有する当社株式の数：0株	
		略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
		昭和40年4月 住友軽金属工業株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 軽金属第一部長 平成9年4月 同社取締役 支配人 平成9年10月 同社取締役 板事業部 副事業部長 平成10年10月 同社取締役 メモリーディスク事業部 副事業部長 平成11年6月 同社常務取締役 メモリーディスク事業部長 平成13年4月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成25年6月 同社相談役 平成25年10月 株式会社UACJ 相談役（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任）	
<重要な兼職の状況> 積水樹脂株式会社 社外取締役 株式会社CKサンエツ 社外取締役 サンエツ金属株式会社 社外取締役			
<社外取締役候補者とした理由及び在任期間> 榊田和彦氏は、長年にわたり住友軽金属工業株式会社（現株式会社UACJ）の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会で提言いただき、従来の枠組みにとらわれることのない視点を当社の経営に反映し、監督機能を発揮いただいております。 当社は、同氏が経営全般及びコーポレート・ガバナンスに関する経験・知見に加え、メーカーにおけるものづくりに関する経験・知見も有しており、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			
<取締役会出席状況> 当事業年度においては、取締役会12回中11回に出席いただいております。			
<独立性に関する考え方> 榊田和彦氏は、当社の取引先である株式会社UACJの出身であります。直近事業年度における当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する当該取引金額の割合はそれぞれ0.5%、0.7%であり、当社が定める独立役員の要件を満たしています。そのため、当社は同氏を各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている「独立役員」として届け出ております。 （当社独立役員基準については17ページをご参照ください。）			
<その他社外取締役に関する特記事項> 榊田和彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定です。			

候補者 番号 13 新任 社外取締役		し も の ま さ つ ぐ 下 野 雅 承	報酬諮問委員
			指名諮問委員
			特別委員
		●生年月日：昭和28年12月11日生 ●所有する当社株式の数：0株	
略歴 当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和63年7月 同社関西第一営業本部 第四営業所開発室長 平成4年1月 同社よりIBM Corporation (USA) 出向 平成12年4月 同社理事 サービス事業アウトソーシング・サービス担当 平成13年4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当 平成15年7月 同社常務執行役員 サービス事業担当 平成19年1月 同社専務執行役員 テクノロジー・デリバリー担当 平成22年7月 同社取締役副社長執行役員 製品・サービス・オペレーション担当 平成28年1月 同社最高顧問（現任）			
＜社外取締役候補者とした理由＞ 下野雅承氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培ったグローバル企業の経営全般及びコーポレート・ガバナンスに関する経験・知見に加え、ICT全般及びダイバーシティ推進に関する経験・知見も有しております。 当社は、同氏がグローバル経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会で提言いただき、従来の枠組みにとらわれることのない視点を当社の経営に反映し、監督機能を発揮していただけるものと期待しており、社外取締役候補者としております。			
＜独立性に関する考え方＞ 下野雅承氏は、当社の取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社の出身であります。直近事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.0%です。また、同社は連結計算書類を作成しておりますが、同社の単独売上高に対する同社グループとの当該取引金額の割合は0.3%であり、当社が定める独立役員の要件を満たしています。そのため、当社は同氏を各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている「独立役員」として届け出ております。 （当社独立役員基準については17ページをご参照ください。）			
＜その他社外取締役にに関する特記事項＞ 下野雅承氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。			

<第1号議案に関するご参考>

「当社独立役員基準」について

当社は、社外取締役又は社外監査役の候補者が以下の基準を満たす者であることを指名諮問委員会を通じて確認したうえで選任しております。なお、社外監査役の候補者においては監査役会の事前の同意を得ております。また、上記の候補者の選任が株主総会において承認された場合には、各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員に指定しております。

- ① 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- ② 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人（以下併せて「取締役等」という。）となったことがない者
- ③ 現在又は過去における当社グループの取締役等（重要でない者を除く。）の配偶者又は3親等以内の親族でない者
- ④ 当社グループの主要な借入先である金融機関において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ⑤ 当社グループとの間で、最近5事業年度のいずれかの年度に双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ⑥ 当社グループから最近5事業年度のいずれかの年度に合計1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でない者
- ⑦ 当社の主要株主又は当社が主要株主である会社、当該会社の親会社、子会社又は関連会社の取締役等でない者

第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、大量買付行為が行われた場合に、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保することを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（以下「現プラン」といいます。）を導入しております。

現プランが平成28年6月29日開催予定の当社第150期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間満了となることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から現プランの更新について検討してまいりました。その結果、平成28年5月20日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部改定したうえで更新することを決定いたしました。（以下、一部改定した新しいプランを「本プラン」といいます。）

そこで、本議案は、本プランの更新について株主の皆様の意思を適切に反映させるため、出席株主の過半数の賛成をもって、ご承認をお願いするものであります。

本プランの詳細につきましては、19ページから41ページに記載のとおりです。

なお、現プランからの改定の主な内容は以下のとおりです。

- ・「2. 基本的な考え方の実現に資する取り組み」について、当社の中長期経営計画の進捗状況や近年のコーポレート・ガバナンス強化に関する取り組みを改めて記載しました。（買収防衛策のスキーム自体には変更ありません。）

なお、本プランは、経営陣が恣意的に運用することがないように、対抗措置発動の対象となる大量買付行為の類型を限定しているほか、買収提案の対応期間の上限を設定しています。さらに、対抗措置を発動するか否かの判断に際して株主意思確認総会を開催する場合があることも明記しています。

本プランへの更新は、当社取締役全員の賛成により承認されております。また、本取締役会には当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランについて同意する旨の意見を述べております。なお、現時点において、当社が買収提案を受けている事実はありません。

平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は、62ページに記載のとおりであり、国内機関投資家（金融機関）、外国法人や個人投資家等に広く分散しております。

以 上

(別 紙)

当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

1. 基本的な考え方

当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人財^(注)育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するビフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米州・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来、長きにわたり、広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えております。

そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるように大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

(注) 当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人財」と表記しています。

2. 基本的な考え方の実現に資する取り組み

(1) 社是・企業理念及び中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。

当社の企業価値の源泉は、

①高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、②ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、③お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、④お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、⑤取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、⑥前記①～⑤の維持・発展を担う従業員等にあります。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立100周年を迎える平成29年（2017年）における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した長期経営計画「TOTO Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを推進しております。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。これらの事業活動を、「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。

なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年度の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA10%以上（営業利益ベース）、ROE10%以上（純利益ベース）です。

（2）コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要であると考えます。当社は監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

【取締役及び取締役会】

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。（取締役兼執行役員）

社外取締役に当社は当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

なお、すでに招聘している社外取締役2名に加えて、本定時株主総会では社外取締役に新たに1名追加する選任議案を上程いたします。本定時株主総会において社外取締役の選任議案がすべて承認された場合、当社の社外取締役3名はすべて「当社独立役員基準」を満たす独立役員（以下「独立役員」といいます。）となる予定です。これにより、取締役13名中3名が独立役員となります。

【監査役及び監査役会】

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

なお、社外監査役は2名とも独立役員です。

【報酬諮問委員会】

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬、年次賞与、株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を含む社外委員5名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

なお、本定時株主総会後の委員会構成は、独立役員5名を含む社外委員6名、社内委員1名となる予定です。

【指名諮問委員会】

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

なお、本定時株主総会後の委員会構成は、すべて独立役員である社外委員5名、社内委員4名となる予定です。

【特別委員会】

特別委員会は、本プランの導入に伴い設置するものであり、取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行います。

公正性及び中立性の確保に資するため、当社の社外取締役、社外監査役により構成されています。

なお、本定時株主総会後の委員会構成は、社外取締役3名、社外監査役1名であり、すべて独立役員となる予定です。

当社は、証券取引所により確保することを義務付けられている独立役員の独立性基準を充足することを前提に、当社としてさらに要件が厳格な独自の「当社独立役員基準」を設けて社外に開示しており、社外取締役及び社外監査役の候補者がその基準を満たす者であることを指名諮問委員会で確認したうえで選任しております。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記（3）①に定義します。）が大量買付行為（下記（3）①に定義します。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、係る手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、係る手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、係る大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て（会社法第277条以下に規定されています。）の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるというものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の概要については、下記（4）「本新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、係る行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

当社は、本プランにつき株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うと共に、当社のホームページ（<http://www.toto.co.jp/company/ir/>）に本プランを掲載いたします。

(2) 本プランへの更的手続 — 本定時株主総会における承認

本プランへの更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映するため、本定時株主総会における決議により本プランをご承認いただくための議案を上程いたします。

(3) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下の i. もしくは ii. に該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- i. 当社が発行者である株券等^{*1}について、保有者^{*2}の株券等保有割合^{*3}が20%以上となる買付け
- ii. 当社が発行者である株券等^{*4}について、公開買付け^{*5}に係る株券等の株券等所有割合^{*6}及びその特別関係者^{*7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- * 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- * 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- * 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- * 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。ii.において同じとします。
- * 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- * 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- * 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

② 本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれの下記④に定める特別委員会に提供するものとします。当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、大量買付者から当初提供していただいた情報では株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び特別委員会が別途請求する追加の情報を大量買付者から日本語で提供していただきます（なお、当社取締役会及び特別委員会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求は行わないものとし、上記買付提案書が発送された日から起算して60日を経過した後は、原則として、追加情報提供の要求を行わないものとします。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて30日間を限度に情報提供要求期間を延長することができるものとします。）。係る追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10日以内に行うものとします。

- i. 大量買付者及びそのグループ^{*1}の詳細^{*2}
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的^{*3}、方法及び内容^{*4}
- iv. 大量買付行為の対価の額の算定根拠^{*5}の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け^{*6}

- vi. 大量買付行為の後の当社及び当社グループの経営方針、経営者候補^{*7}、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策^{*8}
- vii. 大量買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無^{*9}及び関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要と判断する情報

- * 1 共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。
- * 2 具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。
- * 3 支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。
- * 4 大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。
- * 5 算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）並びにその算定根拠等を含みます。
- * 6 資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。
- * 7 当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。
- * 8 ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。
- * 9 直接的であるか間接的であるかを問いません。

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に情報開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様等に情報開示いたします。

③ 当社取締役会の検討手続

大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たしていると当社取締役会及び特別委員会が判断した場合、当社取締役会は、その旨並びに取締役会評価期間（以下に定義します。）の始期及び終期を、直ちに大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って適時かつ適切に行います。

当社取締役会は、大量買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大量買付者に対する上記通知の発送日の翌日から

- i. 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合は60日以内

ii. その他の大量買付行為の場合には90日以内

を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知すると共に、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ（ただし、下記⑥に定める株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の終結後においてのみ）、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④ 特別委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会は、3名以上7名以下の委員より構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任するものとします。

本プランへの更新時の特別委員会の委員には、別紙1記載の各氏を予定しております。特別委員会規則の概要は、別紙2「特別委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、特別委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示いたします。

⑤ 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示及び株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議及び交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当する大量買付行為は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

ア) 当社株券等を買占め、その当社株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

イ) 当社の経営を一時的に支配して、重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙うような行為

ウ) 当社の会社資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(b) 大量買付者の提案する当社株券等の買付方法が、最初の買付けで当社の全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付けである場合

⑥ 対抗措置の発動を判断するにあたっての手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担するものとします。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動す

るか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、特別委員会による上記勧告に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

なお、上記⑤ ii.の場合、当社取締役会が、大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断したときには、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することもできるものとします。また、特別委員会も、株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告をすることができるものとし、特別委員会によりその旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。

⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑤ i.の場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動に関する決定を行います。また、上記⑤ ii.の場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不発動の決定に係る通知を「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に情報開示いたします。大量買付者は、取締役会評価期間経過後（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の終結後）又は当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

なお、当社取締役会は、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問したうえで再度審議を行い、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行います。また、株主の皆様意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、上記⑥に記載のとおり、株主意思確認総会を開催して株主の皆様判断を仰ぐ場合もあります。

また、当社取締役会は、上記の対抗措置の発動又は中止に関する決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に情報開示いたします。

(4) 本新株予約権無償割当ての概要（詳細については、別紙3「新株予約権の要項」をご参照ください。）

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定

の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、大量買付者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者及びその関係者以外の本新株予約権者から、1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式と引き換えに本新株予約権1個を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

更新後の本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランは平成28年5月20日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃、金融商品取引所が定める諸規則の整備、重要な裁判所の判断により本プランの規定に反映するのが適切である場合、また誤字・脱字の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更することがあります。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に情報開示いたします。

また、平成31年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましても、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・

株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること
本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランへの更新にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、上記3.(2)に記載のとおり、本定時株主総会において、本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会において本プランをご承認いただけない場合は、本プランへは更新されず、廃止されることとなります。また、上記3.(5)にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランへの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記3.(3)⑥に記載のとおり、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問に加え、本プランに従い対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記3.(3)④に記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者により構成されます。

加えて、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、特別委員会の判断の概要については適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)⑤及び⑥に記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 外部専門家等の意見の取得

本プランにおいては、上記3.(3)③に記載したとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3.(5)にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、デッド・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができずその発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載する手続により、本新株予約権の要項において本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社が係る取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項において本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、

1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項において本新株予約権の行使が禁じられている大量買付者及びその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓

約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

別紙 1**特別委員会委員の氏名**

本プラン更新の際の特別委員会の委員として、以下の4名を予定しております。

氏 名	小川 弘毅（おがわ ひろき）
略 歴	昭和39年3月 西部瓦斯株式会社入社
	平成6年6月 同社取締役
	平成10年6月 同社常務取締役
	平成12年6月 同社専務取締役
	平成14年6月 同社代表取締役副社長
	平成15年6月 同社代表取締役社長
	平成20年4月 同社代表取締役会長
	平成25年4月 同社取締役相談役
	平成25年6月 同社相談役（現任）
	平成25年6月 当社社外取締役（現任）

氏 名	梶田 和彦（ますだ かずひこ）
略 歴	昭和40年4月 住友軽金属工業株式会社入社
	平成8年6月 同社取締役 軽金属第一部長
	平成9年4月 同社取締役 支配人
	平成9年10月 同社取締役 板事業部 副事業部長
	平成10年10月 同社取締役 メモリーディスク事業部 副事業部長
	平成11年6月 同社常務取締役 メモリーディスク事業部長
	平成13年4月 同社常務取締役
	平成13年6月 同社専務取締役
	平成16年6月 同社代表取締役社長
	平成21年6月 同社代表取締役会長
	平成25年6月 同社相談役
	平成25年10月 株式会社UACJ 相談役（現任）
	平成26年6月 当社社外取締役（現任）

氏 名	下野 雅承（しもの まさつぐ）
略 歴	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
	昭和63年7月 同社関西第一営業本部 第四営業所開発室長
	平成4年1月 同社より IBM Corporation (USA) 出向
	平成12年4月 同社理事 サービス事業アウトソーシング・サービス担当
	平成13年4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当
	平成15年7月 同社常務執行役員 サービス事業担当
	平成19年1月 同社専務執行役員 テクノロジー・デリバリー担当
	平成22年7月 同社取締役副社長執行役員 製品・サービス・オペレーション担当
	平成28年1月 同社最高顧問（現任）
	平成28年6月 当社社外取締役就任予定

氏 名	竹本 正道（たけもと まさみち）
略 歴	昭和42年4月 日東電気工業株式会社（現 日東電工株式会社）入社
	平成9年6月 同社取締役
	平成12年6月 同社常務取締役
	平成13年4月 同社代表取締役 取締役社長
	平成15年6月 同社代表取締役 取締役社長 兼 代表執行役員
	平成16年6月 同社代表取締役 取締役社長 CEO 兼 COO
	平成20年4月 同社代表取締役 取締役会長 CEO
	平成21年4月 同社代表取締役 取締役会長
	平成22年6月 同社相談役（現任）
	平成23年6月 当社社外監査役（現任）

上記の各氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

また、当社は、小川弘毅氏、梶田和彦氏及び竹本正道氏を、各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員として届け出ております。なお、下野雅承氏の当社社外取締役への選任が本定時株主総会において承認された場合、下野雅承氏は証券取引所が義務付けている独立役員となります。

以 上

特別委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入に伴い、特別委員会を設置する。特別委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 特別委員会の委員は、3名以上7名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
 - ② 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人（以下、併せて「取締役等」という。）となったことがない者
 - ③ 現在又は過去における当社グループの取締役等（重要でない者を除く。）の配偶者又は3親等以内の親族でない者
 - ④ 当社グループの主要な借入先である金融機関において、直近5年間取締役等となったことがない者
 - ⑤ 当社グループとの間で、最近5事業年度のいずれかの年度に双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近5年間取締役等となったことがない者
 - ⑥ 当社グループから最近5事業年度のいずれかの年度に合計1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近5年間所属していた者をいう。）でない者
 - ⑦ 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接的又は間接的に保有している株主をいう。）又は当社が主要株主である会社、当該会社の親会社、子会社又は関連会社の取締役等でない者
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、平成28年3月期定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成31年3月期定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員及び当社各取締役は、係る決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合に、対抗措置の発動の要否につき株主総会に諮るべきであるか否か
- ⑤ ①ないし④のほか、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項
- ⑥ 本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ⑦ 取締役会が、別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 特別委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、特別委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、特別委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役を特別委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう特別委員会に求めることができる。

第8条 特別委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

以 上

新株予約権の要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

下記 2. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1 株につき新株予約権 1 個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株以下で当社取締役会が定める数とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記 2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は金 1 円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、(7) 項 2) の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i) ないし(iv) に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i) ないし(v) に該当する者の関連者(以下、(i) ないし(vi) に該当する者を「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)
 - ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)
 - ③「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって、当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
 - ④「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - ⑤ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、非適格者に該当しないものとする。
 - ① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記1)(i)の特定大量

保有者に該当することになった後10日（ただし、当社取締役会は係る期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1）（i）の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1）（i）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記1）（i）ないし（vi）に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

3）新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言並びに行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項を記載した書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

4）新株予約権を有する者が本（4）項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

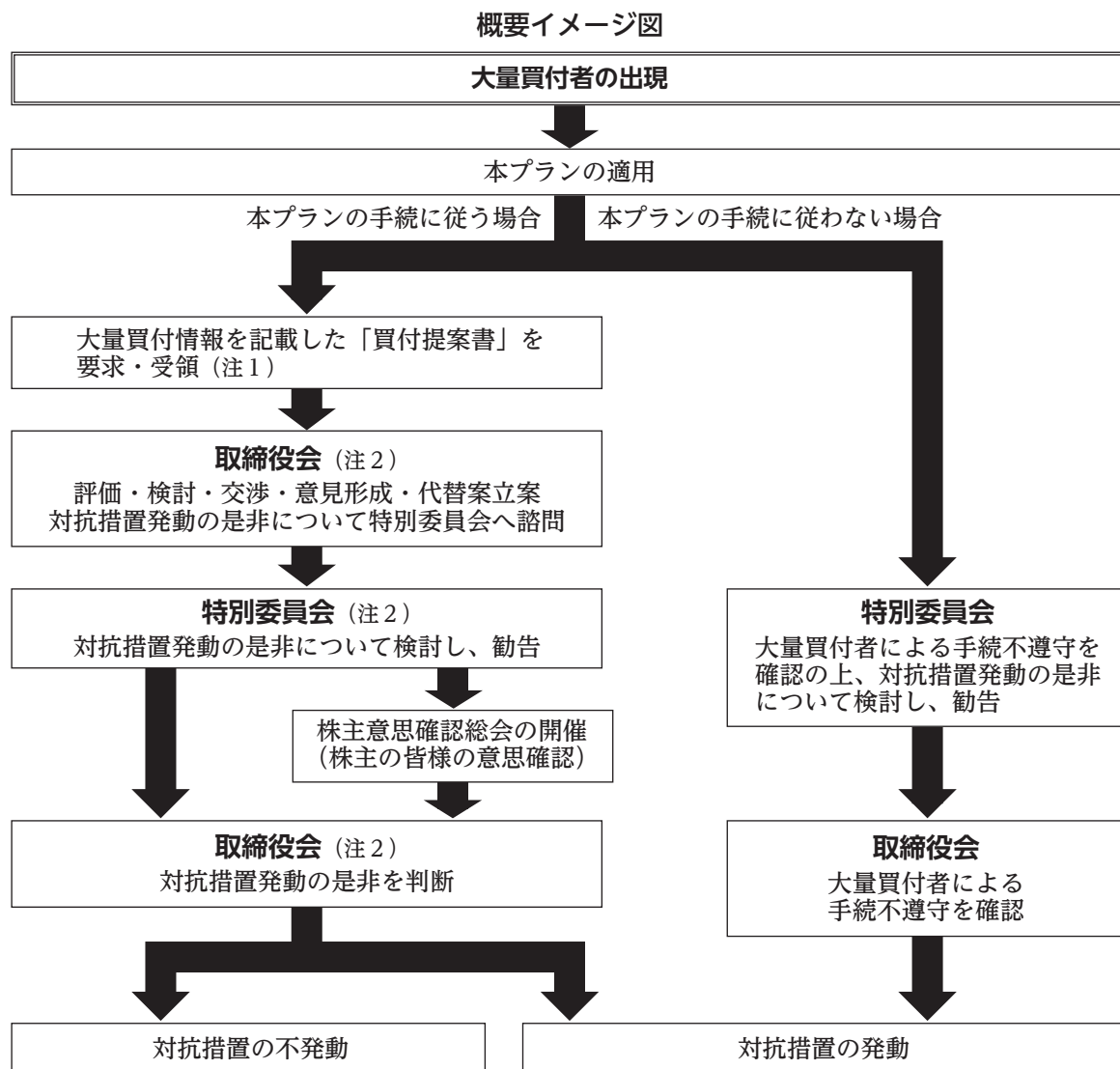
1) 当社は、上記（3）項に規定する新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

- 3) 非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないものとする。
- (8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成28年5月20日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

<第2号議案に関するご参考>



（注1）大量買付者に対する追加情報提供要求は原則として60日以内に行う

（注2）取締役会評価期間（特別委員会の検討期間を含む）は、

i. 対価を現金（円貨）のみとする全部買付けの場合：60日以内 ii. その他の場合：90日以内

※株主意思確認総会を開催する場合を除く

（※）上記概要イメージ図は、本プランの理解を容易にすることを目的とした参考資料です。詳細につきましては本文をご参照ください。

メモ欄

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

添 付 書 類

■ 事業報告 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及び成果

(1)業績の概況

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）におけるわが国の経済は、一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続きました。また、世界経済はアジア新興国等において弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは、引き続き創立100周年を迎える平成29年（2017年）に向けた長期経営計画「TOTO Vプラン2017（以下Vプラン2017という）」及び、平成26年度からスタートした4ヶ年の中期経営計画に基づき、「国内住設事業」「海外住設事業」「新領域事業」の各事業領域での活動を推進しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高に関しては5,678億8千9百万円（前期比4.3%増）となりました。一方、利益面では、営業利益が461億3千7百万円（前期比23.3%増）、経常利益が467億6千4百万円（前期比17.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が357億2千3百万円（前期比44.0%増）となりました。

■当期の連結業績

売 上 高	5,678億円（前期比	4.3%増）
営 業 利 益	461億円（前期比	23.3%増）
経 常 利 益	467億円（前期比	17.9%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	357億円（前期比	44.0%増）
1株当たり当期純利益	212円03銭（前期比	43.7%増） ※1
1株当たり配当金	中間15円	※2
	期末34円	※2

※1：平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。

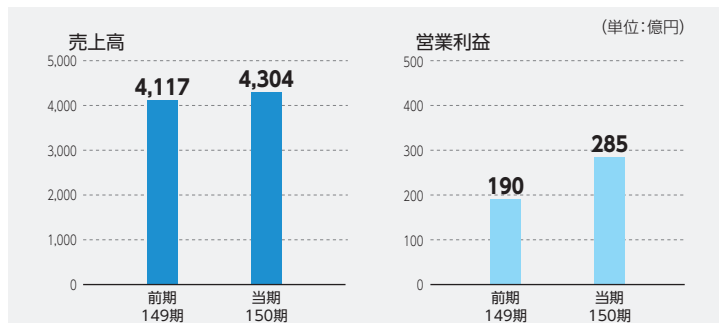
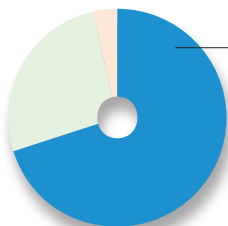
前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、前期比を算定しています。

※2：株式併合後の基準で換算した配当金は、1株につき中間30円となり、年間では64円（中間30円、期末34円）となります。

(2)事業別の状況

■国内住設事業

国内住設事業 売上高
4,304億円 構成比70.2%



※売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

当連結会計年度の業績は、売上高が4,304億5千5百万円（前期比4.5%増）、営業利益が285億3千9百万円（前期比50.0%増）となりました。

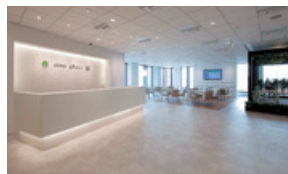
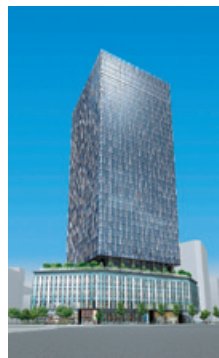
国内の住宅市場は、景気の回復に伴い雇用・所得環境の着実な改善が継続したことに加え、政府による住宅関連支援策が打ち出されたこともあり、持ち直しています。

当社グループにおいては、リモデル分野が伸長、特に住宅リモデルが全体を牽引しました。新築分野においても戸建住宅が回復傾向となっています。また、パブリックにおいては宿泊施設向けの売上が順調に推移しています。商品面では、特にウォシュレット、ウォシュレット一体形便器やユニットバスの売上が順調に推移しました。

TOTO、DAIKEN、YKK AP（以下TDYという）では、引き続き快適性と環境配慮を両立するリフォーム「グリーンリモデル」を推進しています。

平成28年3月、「TDY名古屋コラボレーションショールーム」をオープンしました。全国5ヶ所目のTDYコラボレーションショールームとなります。2社でのコラボレーションショールームを含めると合計で9ヶ所目となります。

これにより東京・名古屋・大阪・福岡の4大都市にTDYコラボレーションショールームが開設され、3社連携した充実の空間展示とコンサルティングをお客様に提供していきます。



平成28年3月にオープンした
「TDY名古屋コラボレーションショールーム」

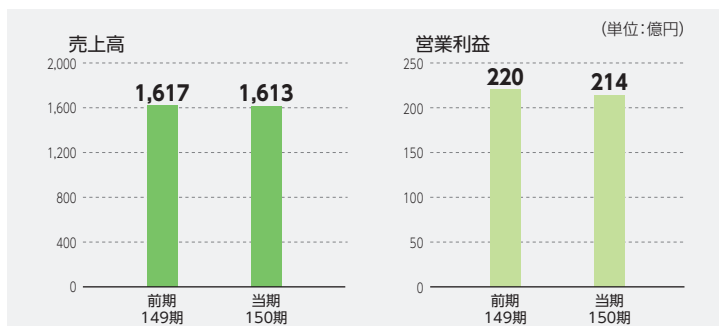
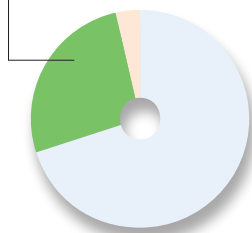
平成27年4月から7月にかけて、T D Y 3社共同で「グリーンリモデルフェア2015」を全国4ヶ所（東京・名古屋・大阪・福岡）で開催しました。T D Yが提唱する「グリーンリモデル」のコンセプトに賛同する住宅関連メーカー及びエネルギー会社とコラボレーションし、省エネ性能や耐久性、清掃性などをさらに向上させた空間の訴求を図りました。



全国4ヶ所で開催された「グリーンリモデルフェア2015」

■海外住設事業

海外住設事業 売上高
1,613億円 構成比26.3%



※売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

当連結会計年度の業績は、売上高が1,613億7千3百万円（前期比0.3%減）、営業利益が214億4百万円（前期比3.0%減）となりました。

海外住設事業においては、各国・各エリアでの経済動向や社会動向を注視しつつ、着実な成長戦略を推進しています。

重点商品であるウォシュレットは、世界各国の高級ホテルへの設置促進をはじめ、増加している訪日外国人への認知・体験・販売活動等、TOTOグループ全社活動として海外の現地購買層への積極的な働きかけを行い着実に売上が伸長しています。

<米州>

当連結会計年度の業績は、売上高が304億5千1百万円（前期比0.5%増）、営業利益が17億1千4百万円（前期比5.0%増）となりました。

当社グループにおいては、中高級市場におけるトップメーカーとしての商品優位性や価値伝達によって、ブランドの価値を高め、競合他社との差別化を図っています。

高い節水性能（洗浄水量3.8L）の節水便器や住宅向け水栓など、新商品の投入や、販売代理店の店頭における展示の拡充を進めています。

これにより、水まわり空間におけるTOTOブランドの存在感を高めるべく、拡販を図っています。

<中国>

当連結会計年度の業績は、売上高が817億3千9百万円（前期比3.5%減）、営業利益が151億3千1百万円（前期比9.9%減）となりました。

中国では景気は緩やかに減速しており、不動産価格や金融市場の変動による市況への影響も一部で出てきています。

当社グループにおいては、一級都市をはじめとする都市部を中心に、市場環境や消費者の購買行動の変化などに注視しつつ、高級ブランドとしての強みを活用し、事業活動を推進しています。

また、中国国内の長期的な市場成長による需要増に対応するため、効率的な生産・最適な供給体制の構築を進めています。

ウォシュレットは、新商品の投入や積極的なプロモーションが奏功し、売上が着実に伸びています。増加している訪日観光客へのウォシュレットの訴求機会を増やし、確実に中国本土での購買につなげるよう活動を強化しています。

<アジア・オセアニア>

当連結会計年度の業績は、売上高が452億4千1百万円（前期比6.2%増）、営業利益が53億2千3百万円（前期比17.4%増）となりました。

アジア・オセアニア地域では、世界の供給基地としてベトナム、タイでの生産体制を充実させると共に、新興国市場での販売力を強化しています。

台湾、ベトナムでは、高級ブランドとしての認知が確実に進んでおり、その強みを活かした事業活動を推進しています。

台湾では積極的なプロモーションの展開により、ウォシュレットの出荷が伸長しています。



ベトナムで開催された展示会「VIETBUILD」

ベトナムでは、市場の成長に合わせて、5スターホテルや高級コンドミニウムなどの著名物件や、個別散在物件の受注強化のため、販売網の強化やアフターサービス体制の整備に取り組んでいます。

タイでは、新たな販売及び生産体制のもと、高付加価値商品の提案を軸とする販売網を構築し、著名物件への採用活動強化により、高級ブランドのイメージ浸透を図っています。

<欧州>

当連結会計年度の業績は、売上高が39億4千万円（前期比5.8%減）、営業損失が7億6千5百万円（前連結会計年度は営業損失9億6百万円）となりました。

欧州では、ドイツ、フランス、イギリスを中心に、販売チャネルの構築を進めており、代理店のショールームでは、当社の商品の展示が進んでいます。

また、「ネオレスト」などの節水性能とデザイン性の高い商品を市場投入することによって他社との差別化を図り、TOTOブランドの存在感をアピールしています。



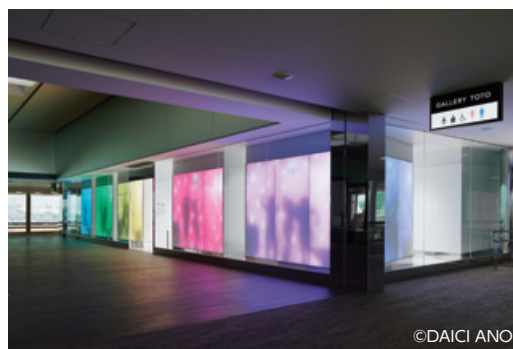
ドイツの5スターホテル「ソフィテル・ミュンヘン」

販売代理店におけるショールーム展示の質の向上や、新規チャネルの開拓・拡大に注力しています。また、ブランド認知の向上により、ホテルなどの高級現場における商品の採用が進んでいます。

ドイツの5スターホテル「ソフィテル・ミュンヘン」のスイートルームを含む全室に、フラッグシップ商品である「ネオレスト」をはじめ、ウォシュレットなどの水まわり商品を納入しました。

<海外全般>

平成27年4月、成田国際空港第2旅客ターミナル連絡通路にTOTOの体感型トイレ空間「GALLERY TOTO」を開設しました。このトイレ空間は、最新・最上級の器具を設置することはもちろん、西洋と東洋の文化・感性を融合させ、異なる10のブースが点在する開放的で上質な空間を演出し、訪日外国人の方へ日本のトイレ文化・技術の発信を行っています。

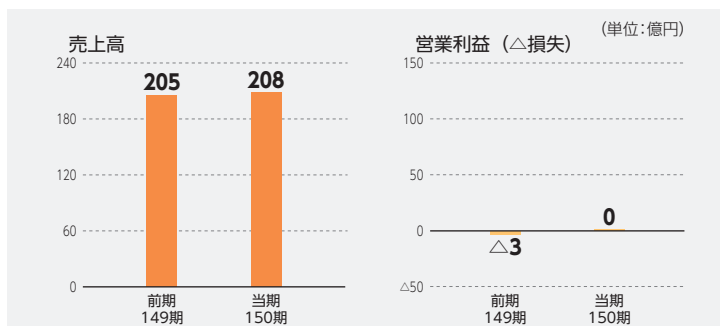
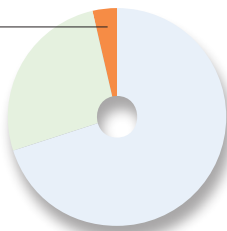


体感型トイレ空間「GALLERY TOTO」

©DAICI ANO

■新領域事業

新領域事業 売上高
208億円 構成比3.4%



※売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

当連結会計年度の業績は、売上高が208億6千4百万円（前期比1.3%増）、営業利益が2千8百万円（前連結会計年度は営業損失3億1千7百万円）となりました。

当社のオンリーワン技術を活かした「セラミック事業」、環境浄化技術「ハイドロテクト」による建材や塗料などを展開する「環境建材事業」を「新領域事業」として、事業活動を推進しています。

<セラミック事業>

当連結会計年度の業績は、売上高が106億4千7百万円（前期比1.4%増）、営業利益が10億7百万円（前期比122.5%増）となりました。

光通信市場は普及品の生産調整が継続し前年比で売上が減少しましたが、次世代高速通信への技術移行が明確になり、今後の成長が見込まれます。半導体市場では、3D化等の先端半導体デバイスに対するタイムリーなソリューション提案により、特に静電チャックの新商品の売上が伸長し、前年比で売上が増加しました。お客様基点の体質強化の効果と共に利益改善が進み、黒字基盤が強固になっています。オンリーワン技術を活かした構造部材、静電チャックや光通信部品などの高機能・高精密セラミックス部品に特化し、全社横断の革新活動「デマンドチェーン革新」を推進することにより、最適な生産体制の整備を進めています。

販路の拡大とグローバル展開加速のため、国内外の展示会に出展し、半導体製造装置や次世代レセプタクル（光ネットワーク関連機器向け部品）など、オンリーワンの技術力とタイムリーなソリューション提案力を積極的に訴求しました。

<環境建材事業>

当連結会計年度の業績は、売上高が102億1千6百万円（前期比1.3%増）、営業損失が9億7千8百万円（前連結会計年度は営業損失7億6千9百万円）となりました。

「ハイドロテクト」は、光触媒を利用して光や水の力で地球も暮らしもきれいにする環境浄化技術であり、技術ブランドです。既に多くのお客様にご活用いただいております。建物の外壁から室内の壁や床まで様々な製品に利用されています。また、事業戦略も国内中心から海外へと拡大させ、業種を横断したパートナーシップをグローバルに広げ、「ハイドロテクト」の普及と共に環境貢献を進めています。

当連結会計年度の業績は、内装用防汚陶板「ハイドロセラ」の売上は特需顧客などが本格化し大幅に伸長しましたが、住宅外壁用タイルが新設住宅着工の減少等の影響を受け、増収減益となりました。

世界最大級のセラミック見本市「CERSAIE（チェルサイエ）」がイタリアで開催され、ハイドロテクト技術の提供先である「Casalgrande Padana（カサルグランデ・パダーナ社、イタリア）」「Grespania（グレスパーニャ社、スペイン）」が出展、各社ともハイドロテクトタイルを展示し、注目を集め、ハイドロテクトのグローバル展開をアピールすることができました。



イタリアで開催されたセラミック見本市「CERSAIE」

■全般

<TOTOミュージアム グランドオープン>

平成27年8月、創立100周年の記念事業として、本社・小倉第一工場敷地内に新たな施設



平成27年8月にオープンした「TOTOミュージアム」

「TOTOミュージアム」をオープンしました。

この施設では、TOTOが受け継いできた創業の精神やものづくりへの想いと共に、新しい生活文化を創造してきた歴史と進化を紹介しています。お越しいただくお客様、地域の方々との接点の場として、また、創立の地「小倉」から世界へTOTOブランドを発信するランドマークとして、魅力ある施設を目指します。

<東京オリンピック・パラリンピック競技大会オフィシャルパートナーに決定>

平成28年2月、「東京2020オフィシャルパートナー（水回り備品）」の契約を締結しました。

大会のために来日するアスリートはもとより、日本国内で応援するあらゆる人々が、安全・安心・快適にお使いいただける水まわり空間を創造し提供し続けることにより、日本を訪れる世界の皆様に「日本のきれいなトイレ文化」を実感いただくべく取り組んでまいります。

<ベトナムに新たな衛生陶器工場を建設>

アジア・オセアニア地域の衛生陶器の生産体制を充実させるため、ハノイ東側（フンイエン省）に新たな土地を取得し、新工場を建設します。建設にあたっては平成26年に策定した「TOTOグローバル環境ビジョン」に基づき、エネルギー効率の高い最新のトンネル窯を導入するなど、TOTOグループの最新の技術とノウハウを結集し、環境に優しい工場を実現します。

新工場は平成28年1月より着工し、平成30年3月からの本格稼働を目指します。

<国内に水栓金具の新工場棟を建設>

TOTOアクアテクノ本社・小倉工場内に、新たな水栓金具生産工場棟を建設します。

新規生産設備の導入などにより、マザー工場としての役割をさらに強化します。また、建設にあたっては、平成26年に策定した「TOTOグローバル環境ビジョン」の実現に向け、TOTOグループの最新の技術とノウハウを結集した環境に優しい工場を目指します。

新工場は平成28年2月に着工し、平成29年秋からの本格稼働を予定しています。

2. 資金調達についての状況

(1)資金調達

当社グループは、設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本方針とし、その他ではグループ内ファイナンスの活用により、効率的な資金調達をしております。

(2)設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、406億7千4百万円となりました。

<国内住設事業>

生産設備導入・更新、新商品金型、ショールーム展示品の入替等で、260億9千3百万円の設備投資を行いました。

<海外住設事業>

生産設備導入・更新、新商品金型等で、127億9千6百万円の設備投資を行いました。

<新領域事業>

生産設備導入・更新等で、12億6千9百万円の設備投資を行いました。

<全社>

研究開発設備導入で、5億1千4百万円の設備投資を行いました。

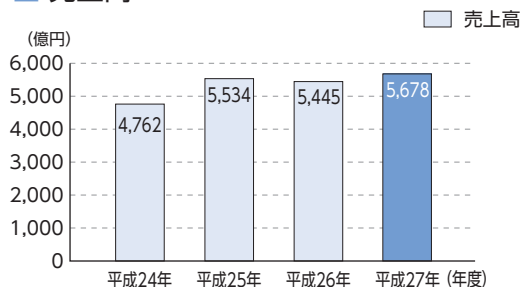
(3)他の会社の株式の取得等

該当事項はありません。

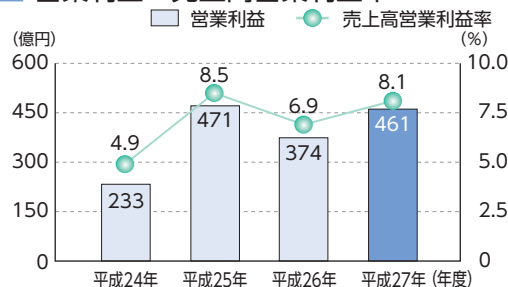
3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

連結財務ハイライト（ご参考）

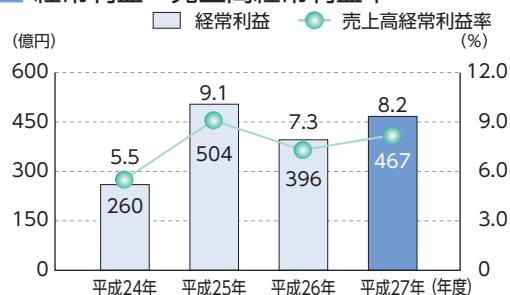
■ 売上高



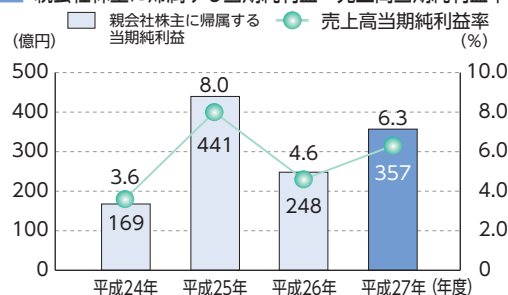
■ 営業利益・売上高営業利益率



■ 経常利益・売上高経常利益率



■ 親会社株主に帰属する当期純利益・売上高当期純利益率



(1)企業集団（連結）の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		年 度	平成24年度 (第147期)	平成25年度 (第148期)	平成26年度 (第149期)	平成27年度 (当期)
売 上	高	(百万円)	476,275	553,448	544,509	567,889
営 業 利 益		(百万円)	23,376	47,181	37,426	46,137
経 常 利 益		(百万円)	26,078	50,411	39,662	46,764
親会社株主に帰属する当期純利益		(百万円)	16,956	44,122	24,813	35,723
1株当たり当期純利益		(円)	49.45	130.19	73.80	212.03
総 資 産		(百万円)	408,454	476,387	516,995	536,265
純 資 産		(百万円)	213,410	256,596	280,582	285,522

(注) 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。

(2)当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		年 度	平成24年度 (第147期)	平成25年度 (第148期)	平成26年度 (第149期)	平成27年度 (当期)
売 上	高	(百万円)	352,277	398,595	370,343	387,564
営 業 利 益		(百万円)	9,547	19,673	7,951	11,899
経 常 利 益		(百万円)	14,707	29,934	17,983	23,250
当 期 純 利 益		(百万円)	10,919	30,791	10,666	21,699
1株当たり当期純利益		(円)	31.84	90.85	31.72	128.80
総 資 産		(百万円)	308,118	336,726	358,776	371,681
純 資 産		(百万円)	165,061	184,443	176,957	186,372

(注) 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。

4. 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、平成21年7月に、長期経営計画「Vプラン2017」を策定しました。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。

これらの事業活動を「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。

なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年度（2017年）の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA10%以上（営業利益ベース）、ROE10%以上（純利益ベース）です。

<全社横断革新活動について>

■全社最適視点での商品戦略を担う「マーケティング革新」

「お客様を笑顔にする美しいデザイン・機能の実現」に向けて、グローバルレベルで魅力ある商品を創り出す活動を積極的に推進していきます。

また、日本発のコアテクノロジーをグローバルでも共通基盤技術として活かしながら、エリア毎の市場や特性に応じた商品企画・開発も強化しています。

■お客様のご要望に早く効率的にお応えする「デマンドチェーン革新」

原材料調達から、お客様施工現場到着までの流れにおいて高速サプライチェーンを構築する「サプライチェーン革新」と、全社最適の生産技術開発体制で既成概念を超えた新たな発想によるものづくりを進める「ものづくり革新」を統合し「デマンドチェーン革新」としました。これにより、商品企画から、研究開発、生産技術、購買、製造、物流、販売、アフターサービスまで一体となり、お客様のご要望に早く効率的に応える体制の構築を推進していきます。

（当期までの主な進捗状況）

・「サプライチェーン革新」では、「生産・販売・物流・購買・情報の一体行動」「総合リードタイムの徹底短縮」という基本方針のもと、物流拠点再編による調達・配送網

の整備、及び、生産部門と販売部門が一体となり「納期乖離」「棚卸資産」「サプライチェーンコスト」の極小化を進めてきました。

- ・「ものづくり革新」では、「素材」「グローバルプラットフォーム（設計の効率化）」「次世代生産方式」「グローバル生産拠点最適化」の新たな視点での革新活動を進めています。グローバルプラットフォームの推進による、部品の共通化・原材料集中購買によるコストリダクション、及び、開発期間の短縮、生産性向上などを進めています。また、開発部門と製造部門が一体となったものづくりによる生産性向上に取り組んでいます。

■多様な人財^(※)の活躍によってイノベーションを牽引する「マネジメントリソース革新」

経営資源の中で、「人財」を最も重要なマネジメントリソースと位置付け、「自ら学び続ける、多様な人財の確保」と「チャレンジする企業風土の実現」を目指し、ダイバーシティの推進や人財育成の強化を進めています。また、財務面では成長のための積極的な投資と並行して、資産の評価・整理を進め、財務体質の改善・スリム化を図っています。

(※) 当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人財」と表記しています。

(当期までの主な進捗状況)

- ・様々な分野での女性の活躍推進、女性管理職の登用、障がい者の雇用を促進し、併せて職場環境の改善を図ることによりいきいきと活躍できるよう支援を行いました。
- ・人財育成においては、グローバルな人財マネジメントに関する調査・研究を進め、海外拠点の経営幹部を対象にした研修や海外インターンシップなどを充実させました。国内では全世代チャレンジ型風土の醸成のため、階層別研修を強化・充実させると共に、自ら学ぶ風土づくりに向けた啓蒙活動を強化しました。

<TOTOグローバル環境ビジョンについて>

TOTOグループは、各国各地域の社会問題や環境問題と向き合い、「水を大切に」「温暖化を防ぐ」「資源を大切に」「地球を汚さない」「生物多様性を守る」「地域社会のために」の6つのテーマについて環境目標を設定し、各地域で取り組みを進めています。

(当期までの主な進捗状況)

■「水を大切に」(商品使用時の水消費量削減)

グローバルでの節水商品の商品使用時における水削減貢献量は、平成27年度は16.8

億m削減（平成2年度比性能向上分）となりました。これは、国内外の住宅及びオフィスビルや学校・病院などのパブリック建築物において、「節水便器」や「エアインシャワー」「エコシングル水栓」といった節水商品を幅広く展開することによって普及促進したことによるものです。

■「温暖化を防ぐ」（商品使用時・事業所からのCO₂排出量削減）

グローバルでの商品使用時のCO₂排出量削減については、お湯を節約することでガスや電気の消費を抑えられる「エアインシャワー」「エコシングル水栓」、また省エネ性能の高い「ウォシュレット」「魔法びん浴槽」などの普及促進により、平成27年度は663万t削減（平成2年度比性能向上分）となりました。

また、グローバルでの事業所からのCO₂排出量削減については、国内外各事業所において生産性向上、高効率機器の導入、既存設備の省エネ改良などの活動を横断的に推進した結果、平成27年度はCO₂総排出量が32.1万t、施策によるCO₂削減量が1.61万tとなりました。

■「地域社会のために」（グリーンボランティア参加人数）

地球環境に貢献するボランティア活動「グリーンボランティア」をグローバルに展開しています。平成27年度も各拠点で様々な活動を企画した結果、グローバルでのグリーンボランティア参加人数は42,200人となりました。

「TOTO水環境基金」においては、ステークホルダーの皆様の環境貢献への関わりが増すほど助成金が増えていく仕組みを導入しており、お客様の節水商品のご購入量、社員や家族によるボランティア活動量等が増えたことにより、第11回助成団体への助成金を増額しました。その結果、国内は全国各地で活動する18団体へ、海外はインド、ミャンマー、モザンビークなどの衛生環境が整っていない地域で、飲料水の供給やトイレ設置に関わるプロジェクトを展開する6団体への助成を決定しました。

5. 企業集団の主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	地域区分	事業内容	主要な製品
国内住設事業	日 本	住宅設備機器の 製造・販売	衛生陶器 温水洗浄便座 ユニットバスルーム 水栓金具 システムキッチン 洗面化粧台等
海外住設事業	米 州		
	中 国		
	アジア・ オセアニア		
	欧 州		
新 領 域 事 業		セラミック（精密セラミックス・ 光通信用部品等）の製造・販売	静電チャック 光通信用部品 大型精密セラミック製品等
		環境建材の製造・販売	光触媒（ハイドロテクト） タイル等
そ の 他		不動産賃貸業等	—

6. 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（平成28年3月31日現在）

(1)企業集団の主要な拠点等

国内 主 要 拠 点	当 社	本 工 場 茅 崎 工 場 滋 賀 第 二 工 場 支 社 北 海 道 支 社 東 北 支 社 北 関 東 支 社 東 関 東 支 社 東 京 支 社 横 浜 支 社 信 越 支 社 支 店 シ ョ ー ル ー ム	社 場 （福岡県） [6] （神奈川県） （滋賀県） （滋賀県） [13] （北海道） （宮城県） （埼玉県） （千葉県） （東京都） （神奈川県） （新潟県） [88] [102]	小 倉 第 一 工 場 （福岡県） 小 倉 第 二 工 場 （福岡県） 小 倉 第 三 工 場 （福岡県） 中 部 支 社 （愛知県） 北 陸 支 社 （石川県） 関 西 支 社 （大阪府） 四 国 支 社 （香川県） 中 国 支 社 （広島県） 九 州 支 社 （福岡県）
	子 会 社	TOTOサニテクノ株式会社 TOTOウォシュレットテクノ株式会社 TOTOバスクリエイト株式会社 TOTOハイリビング株式会社 TOTOアクアテクノ株式会社 TOTOファインセラミックス株式会社 TOTOマテリア株式会社	（大分県） （福岡県） （千葉県） （千葉県） （福岡県） （大分県） （岐阜県）	TOTOプラテクノ株式会社（福岡県） TOTOメンテナンス株式会社（東京都） TOTOエンジニアリング株式会社（東京都） TOTOエムテック株式会社（東京都） TOTO関西販売株式会社（大阪府） TOTOファイナンス株式会社（福岡県）

海外 主 要 拠 点	子 会 社	東陶（中国）有限公司	（中国 北京市）
		北京東陶有限公司	（中国 北京市）
		東陶機器（北京）有限公司	（中国 北京市）
		南京東陶有限公司	（中国 南京市）
		東陶（大連）有限公司	（中国 大連市）
		東陶（上海）有限公司	（中国 上海市）
		東陶華東有限公司	（中国 上海市）
		東陶（福建）有限公司	（中国 漳州市）
		TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.	（シンガポール）
		TOTO MALAYSIA SDN.BHD.	（マレーシア）
		TOTO VIETNAM CO., LTD.	（ベトナム）
		TOTO（THAILAND）CO., LTD.	（タイ）
		TOTO INDIA INDUSTRIES PVT. LTD.	（インド）
		台湾東陶股份有限公司	（台湾）
		TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.	（アメリカ ジョージア州）
	TOTO U.S.A., Inc.	（アメリカ ジョージア州）	
	TOTO MEXICO, S.A. DE C.V.	（メキシコ）	
TOTO Europe GmbH	（ドイツ）		
関連会社	P.T. SURYA TOTO INDONESIA Tbk.	（インドネシア）	

（注）〔 〕 内の数値は事業所の数を示しております。

（2）従業員の状況

① 企業集団の状況

事 業 区 分		従 業 員 数
国 内 住 設 事 業		13,646 名
海 外 住 設 事 業	米 州	1,210
	中 国	6,278
	アジア・オセアニア	5,834
	欧 州	111
新 領 域 事 業	セ ラ ミ ッ ク	493
	環 境 建 材	377
そ の 他		199
合 計		28,148 （前期末比 1,306名増）

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
7,283名 （前期末比 500名増）	42歳5ヶ月	17年5ヶ月

（注）従業員数は就業人員であります。なお出向従業員（当期1,939名）は除外しております。

7. 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

(1)重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)	百万円	%	
TOTOサニテクノ(株)	100	100	衛生陶器の製造・販売
TOTOウォシュレットテクノ(株)	100	100	温水洗浄便座の製造・販売
TOTOバスクリエイト(株)	100	100	ユニットバスルームの製造・販売
TOTOハイリビング(株)	100	100	システムキッチン・洗面化粧台の製造・販売
TOTOアクアテクノ(株)	100	100	水栓機器製品等の製造・販売
TOTOファインセラミックス(株)	100	100	セラミック（精密セラミックス・光通信部品等）の製造・販売
TOTOマテリア(株)	100	100	タイル建材の製造・販売
TOTOプラテクノ(株)	100	100	合成樹脂製品・ゴム製品等の製造・販売
TOTOメンテナンス(株)	100	100	製品のアフターサービス
TOTOエンジニアリング(株)	100	100	住宅設備機器の施工・販売・設計・請負
TOTOエムテック(株)	100	100	住宅設備機器の販売
TOTO関西販売(株)	42	100	住宅設備機器の販売
TOTOファイナンス(株)	100	100	当社及び当社子会社への資金貸付
東陶（中国）有限公司	5,385 万米ドル	100	持株会社、中国における製品の販売
北 京 東 陶 有 限 公 司	1,500 万米ドル	55	衛生陶器の製造・販売
東陶機器（北京）有限公司	2,400 万米ドル	60	衛生陶器の製造・販売
南 京 東 陶 有 限 公 司	1,740 万米ドル	75	浴槽（鋳物ホーロー・樹脂）等の製造・販売
東陶（大連）有限公司	1,891 百万円	75	水栓金具の製造・販売
東陶（上海）有限公司	1,275 万米ドル	100	温水洗浄便座・衛生設備関連商品の製造・販売
東 陶 華 東 有 限 公 司	4,200 万米ドル	100	衛生陶器の製造・販売
東陶（福建）有限公司	25,000 万人民币	100	衛生陶器の製造・販売
TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.	16,513 万米ドル	100	持株会社、アジア・オセアニアにおける製品の販売
TOTO MALAYSIA SDN.BHD.	5,000 万マレーシアリンギット	100	温水洗浄便座の製造・販売

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TOTO VIETNAM CO.,LTD.	4,000 万米ドル	100 %	衛生陶器等の製造・販売
TOTO (THAILAND) CO.,LTD.	163,000 万タイバーツ	100	衛生陶器等の製造・販売
TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD.	350,000 万インドルピー	70	衛生陶器等の製造・販売
台湾東陶股份有限公司	29,460 万台湾ドル	92.3	衛生陶器等の製造・販売
TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.	8,832 万米ドル	100	持株会社、米州におけるセラミック製品・建材製品の販売
TOTO U.S.A., Inc.	7,842 万米ドル	100	衛生陶器の製造、米州における製品の販売
TOTO MEXICO,S.A.DE C.V.	3,850 万米ドル	100	衛生陶器の製造・販売
TOTO Europe GmbH	160 万ユーロ	100	持株会社、欧州における製品の販売
(関連会社) P.T.SURYA TOTO INDONESIA Tbk.	5,160,000 万インドネシアルピア	37.9	衛生陶器・水栓金具等の製造・販売

- (注) 1. 北京東陶有限公司、東陶機器（北京）有限公司、東陶（大連）有限公司、東陶（上海）有限公司、東陶華東有限公司、東陶（福建）有限公司に対する当社の出資比率は、当社の子会社である東陶（中国）有限公司を通じての間接所有分です。
2. 南京東陶有限公司に対する当社の出資比率には、当社の子会社である東陶（中国）有限公司を通じての間接所有分45%を含んでおります。
3. TOTO MALAYSIA SDN.BHD.、TOTO VIETNAM CO.,LTD.、TOTO (THAILAND) CO.,LTD.、TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD.に対する当社の出資比率は、当社の子会社であるTOTO Asia Oceania Pte.Ltd.を通じての間接所有分です。
4. TOTO U.S.A.,Inc.及びTOTO MEXICO,S.A.DE C.V.に対する当社の出資比率は、当社の子会社であるTOTO AMERICAS HOLDINGS,INC.を通じての間接所有分です。

(2)企業結合の経過

- ①従来より重要な子会社であったTOTO Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.は、平成27年7月1日付でTOTO (THAILAND) CO.,LTD.に社名変更しました。
- ②TOTO Europe GmbHに対して、財政基盤強化のため、増資を行いました。なお、TOTO Europe GmbHへの増資については資本準備金として処理していることから、資本金の変動はありません。

(3)企業結合の成果

連結子会社は52社、持分法適用会社は4社であり、企業結合の成果は「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 1. 企業集団の事業の経過及び成果」に記載しております。

8. 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,833
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,700

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつとしており、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案した内部留保の充実と安定的な配当を基本方針としています。

内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、商品力の向上と生産・販売体制の整備・強化及び新規事業や海外事業の展開などに活用してまいります。

配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めてまいります。配当は、今後も中間・期末の年間2回を予定しております。

また、自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策等遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断してまいります。

当期の配当金につきましては、取締役会決議により、1株につき中間15円、期末34円とさせていただきます。なお、当社は、平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会において承認可決の上、平成27年10月1日を効力発生日として、普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しています。株式併合後の基準で換算した配当金は、1株につき中間30円となり、年間では64円（中間30円、期末34円）となります。

Ⅱ 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

700,000,000株

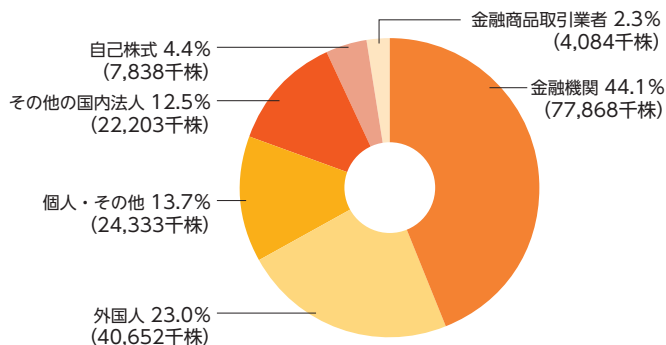
2. 発行済株式総数

176,981,297株

3. 株 主 数

26,292名（前期末比3,784名増）

所有者別株式分布状況



4. 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,612	8.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,600	6.3
明治安田生命保険相互会社	10,358	6.1
日本生命保険相互会社	5,393	3.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,087	1.8
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,974	1.8
積水ハウス株式会社	2,671	1.6
日本特殊陶業株式会社	2,547	1.5
T O T O 持 株 会	2,467	1.5
第一生命保険株式会社	2,370	1.4

（注） 1. 持株比率は、自己株式（7,838,535株）を控除して計算しております。
 2. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

当期末における当社取締役及び監査役の新株予約権等の保有状況

名 称	新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)					
	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
発行決議日	平成19年 7 月31日		平成20年 6 月27日		平成21年 6 月26日	
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社監査役（社外監査役を除く）	4 名 －名	20個 －個	5 名 －名	25個 －個	5 名 －名	33個 －個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普 通 株 式	10,000株	普 通 株 式	12,500株	普 通 株 式	16,500株
新株予約権の払込金額	1 株 当 たり	1,608円	1 株 当 たり	1,062円	1 株 当 たり	982円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株 当 たり	1円	1 株 当 たり	1円	1 株 当 たり	1円
権利行使期間	平成19年 8 月18日 ～平成49年 8 月17日		平成20年 7 月19日 ～平成50年 7 月18日		平成21年 7 月18日 ～平成51年 7 月17日	
行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。					

名 称	新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)					
	第4回		第5回		第6回	
発行決議日	平成22年6月29日		平成23年6月29日		平成24年6月28日	
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社監査役（社外監査役を除く）	7名	41個	5名	71個	6名	94個
	1名	5個	－名	－個	－名	－個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普 通 株 式	23,000株	普 通 株 式	35,500株	普 通 株 式	47,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり	888円	1株当たり	968円	1株当たり	918円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円	1株当たり	1円	1株当たり	1円
権利行使期間	平成22年7月21日 ～平成52年7月20日		平成23年7月21日 ～平成53年7月20日		平成24年7月21日 ～平成54年7月20日	
行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。					

名 称	新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)					
	第7回		第8回		第9回	
発行決議日	平成25年6月27日		平成26年6月27日		平成27年6月26日	
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社監査役（社外監査役を除く）	7名 一名	55個 一個	9名 一名	66個 一個	10名 一名	30個 一個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普 通 株 式	27,500株	普 通 株 式	33,000株	普 通 株 式	15,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり	1,782円	1株当たり	1,998円	1株当たり	3,432円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円	1株当たり	1円	1株当たり	1円
権利行使期間	平成25年7月20日 ～平成55年7月19日		平成26年7月19日 ～平成56年7月18日		平成27年7月18日 ～平成57年7月17日	
行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。					

- (注) 1. 当期中において、当社監査役並びに従業員に対する新株予約権の発行はありません。
2. 平成27年10月1日付で行った普通株式2株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の払込金額」は調整されております。

Ⅳ コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

1. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 基本的な考え方

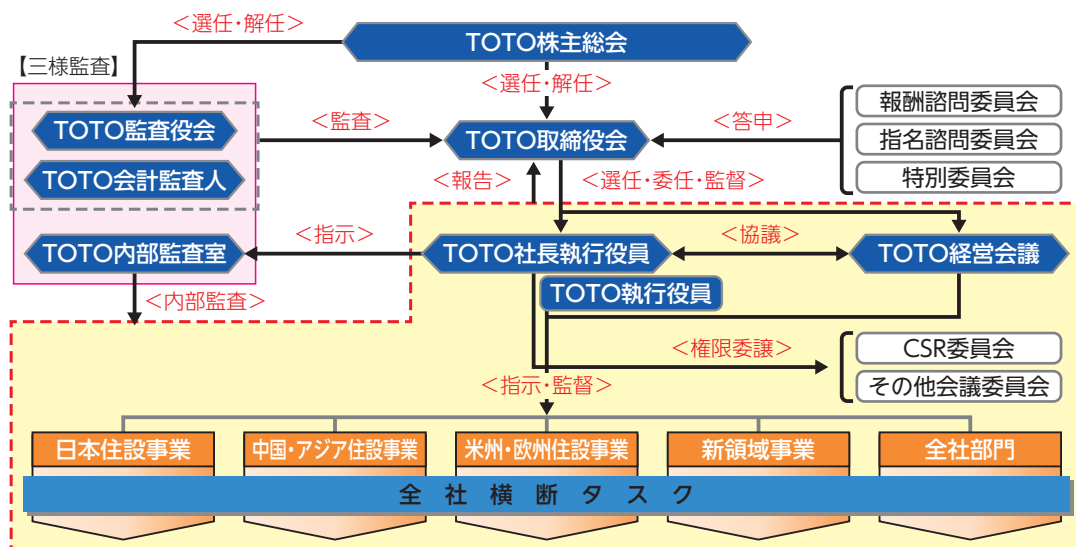
当社グループは、「社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業」を目指し、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であり続けるための経営を推進しています。その実現にあたっては、公平で公正な経営を執行・監督するための仕組みを構築すると共に、その拠り所となる理念を明確にすることが重要であると考えています。

- ① 当社グループは、将来にわたって引き継ぐべき「心」にあたる「グループ共有理念」と、その時代において進むべき方向性、つまり「体の動かし方」にあたる「事業活動ビジョン」から構成される「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所としています。
- ② 取締役会・監査役会・会計監査人を設置し、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。取締役会においては、公平性・客観性・透明性を重視し、当社から独立した社外取締役2名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言・提言をいただいています。また、取締役の職務執行を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会をはじめとする主要会議への出席・取締役との定期的な意見交換等により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。
- ③ 監査役監査、会計監査人監査に加え、より高い内部監査システムを確立するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、内部監査の充実を図っています。また、監査役、会計監査人及び内部監査室各々による監査（三様監査）を実施すると共に、監査役による各監査結果の確認や情報連絡会など相互の緊密な連携により、監査の実効性強化・質的向上に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

- ① 当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

■コーポレート・ガバナンス体制図（ご参考：平成28年4月1日現在）



【取締役及び取締役会】

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。(取締役兼執行役員)

社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

【監査役及び監査役会】

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

【報酬諮問委員会】

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬、年次賞与、株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を含む社外委員5名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

【指名諮問委員会】

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役会に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

【特別委員会】

特別委員会は、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針」(買収防衛策、以下「本プラン」という)の導入に伴い設置するものであり、取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行います。公正性及び中立性の確保に資するため、当社の社外取締役、社外監査役により構成されています。

【内部監査】

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、当社及びグループ会社の業務が法令や定款、企業理念、社内規定に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証を行っています。

【執行役員】

取締役会的意思決定事項を効果的かつ効率的に実務執行するために、執行役員制度を導入しています。

【経営会議】

取締役兼執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催され、その審議を経て業務執行に関する重要事項を決定しています。

②平成27年度における取締役会・監査役会の構成

＜取締役会構成メンバーの基本的考え方＞

当社の取締役会メンバーは、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。また、社外役員については、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック機能を果たすため、法定の監査役だけでなく、取締役会での議決権を持つ取締役が必要であり、共に高い独立性を有することが重要であると考えています。

平成28年3月末現在、取締役会での議決権を持つ取締役12名は、当社グループにおいてキャリアを有する社内取締役10名、高い独立性を有する社外取締役2名で構成されています。これらのメンバーがそれぞれの特性を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っています。

また、監査役会は、当社グループにおいてキャリアを有する常勤監査役2名、高い独立性を有する社外監査役2名で構成され、適法性及び妥当性の観点から監査を行っています。

【取締役会の構成】

役 名	氏 名	社外取締役	報酬諮問委員会	指名諮問委員会	特別委員会
代表取締役	張 本 邦 雄	—	—	○	—
代表取締役	喜 多 村 円	—	—	○	—
代表取締役	猿 渡 辰 彦	—	—	○	—
代表取締役	古 部 清 彦	—	—	○	—
取 締 役	山 田 俊 二	—	○	—	—
取 締 役	清 田 徳 明	—	—	—	—
取 締 役	森 村 明 望	—	—	—	—
取 締 役	安 部 壮 一	—	—	—	—
取 締 役	成 清 雄 良	—	—	—	—
取 締 役	小 川 弘 祐	○	○	○	○
取 締 役	梶 田 和 彦	○	○	○	○

【監査役会の構成】

役 名	氏 名	社外監査役	報酬諮問委員会	指名諮問委員会	特別委員会
常勤監査役	宮 崎 敏	—	—	—	—
常勤監査役	鬼 木 元 弘	—	—	—	—
監 査 役	竹 本 正 道	○	○	○	○
監 査 役	片 柳 彰 彰	○	○	○	—

(注) 報酬諮問委員会には社外委員として社外有識者も選任されています。

③現状の体制を選択している理由

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要と考えております。

その実現にあたっては、経営判断事項について、「誰が、何を、どこで意思決定するのか」「どのようにチェックするのか」を公平・公正な仕組みとして体系化することが重要と考えています。

当社は、監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

- 責任体制の明確化（執行役員制度の導入など）
- 経営の透明性・健全性の強化（報酬諮問委員会、指名諮問委員会の設置）
- 監督・監査機能の強化（独立性の高い社外取締役・社外監査役の設置）
- 意思決定機能の強化（経営会議の設置など）

これらの機能強化のため、監査役会設置会社の枠組みを基に指名委員会等設置会社の優れた機能を統合した体制としています。

2. 取締役及び監査役（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代表取締役	張 本 邦 雄	会長 兼 取締役会議長 西日本鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役	喜 多 村 円	社長執行役員 新領域事業グループ、経営企画本部、 グローバル戦略室、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当
代表取締役	猿 渡 辰 彦	副社長執行役員 事業部門管掌、内部監査室担当 株式会社井筒屋 社外監査役
代表取締役	古 部 清	副社長執行役員 販売関連部門管掌、文化推進部担当 兼 Vプラン国内住設事業担当
取 締 役	山 田 俊 二	専務執行役員 事業推進グループ、お客様本部、情報企画本部担当
取 締 役	清 田 徳 明	専務執行役員 システム商品グループ、機器水栓事業部担当
取 締 役	森 村 望	常務執行役員 マーケティンググループ、販売推進グループ担当 兼 Vプランマーケティング革新担当
取 締 役	安 部 壮 一	常務執行役員 国際事業本部担当 兼 Vプラン海外住設事業担当 TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC. 会長 TOTO U.S.A., Inc. 会長 東陶（中国）有限公司 董事長
取 締 役	成 清 雄 一	常務執行役員 コーポレートグループ、法務本部担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 TOTOファイナンス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	林 良 祐	常務執行役員 レストラン事業部、もの創り技術グループ担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当
社外取締役	小 川 弘 毅	西部瓦斯株式会社 相談役

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
社外取締役	榊 田 和 彦	株式会社UACJ 相談役 積水樹脂株式会社 社外取締役 株式会社CKサンエツ 社外取締役 サンエツ金属株式会社 社外取締役
常勤監査役	宮 崎 敏	
常勤監査役	鬼 木 元 弘	
社外監査役	竹 本 正 道	日東電工株式会社 相談役
社外監査役	片 柳 彰	三菱UFJニコス株式会社 特別顧問 株式会社ワコールホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 当社と各兼職先との間に特別な取引関係はありません。
2. 取締役 小川弘毅氏、同 榊田和彦氏、監査役 竹本正道氏、同 片柳彰氏の4名は、各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員であります。
3. 監査役 鬼木元弘氏は、当社において長年にわたり経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の取締役・監査役の異動
- (1)取締役 戎本雄二氏は平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
- (2)取締役 林良祐氏は平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 平成28年4月1日付で次のとおり担当等が変更になっております。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代 表 取 締 役	喜 多 村 円	社長執行役員 グローバル事業推進、経営企画、秘書室担当
代 表 取 締 役	古 部 清	副社長執行役員 販売関連管掌、文化推進担当
代 表 取 締 役	清 田 徳 明	副社長執行役員 事業部門管掌、機器水栓事業、内部監査室担当 兼 Vプランマーケティング革新担当
取 締 役	森 村 望	専務執行役員 販売推進グループ、お客様、デザイン担当 兼 Vプラン日本住設事業担当
取 締 役	安 部 壮 一	常務執行役員 中国・アジア住設事業担当 兼 Vプラン中国・アジア住設事業担当 東陶（中国）有限公司 董事長
取 締 役	成 清 雄 一	常務執行役員 法務、人財、財務・経理、情報企画、総務、物流、購買、工務担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 TOTOファイナンス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	林 良 祐	常務執行役員 新領域事業グループ、浴室事業、キッチン・洗面事業担当 兼 Vプラン新領域事業担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当
取 締 役	猿 渡 辰 彦	株式会社井筒屋 社外監査役
取 締 役	山 田 俊 二	

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び社外取締役並びに監査役ごとの報酬限度額を決定しています。

① 取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績や株価によって変動する業績連動報酬によって構成されています。

業績連動報酬は、連結営業利益の0.8%を上限として業績に連動して支給される賞与（短期業績連動報酬）と株主の皆様との利益意識を共有し、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした株式報酬型ストック・オプション（中長期業績連動報酬）からなり、取締役に単年度のみならず中長期的な視点での経営を動機付ける設計としています。

また、報酬の妥当性・客観性確保に資するため報酬諮問委員会（※）を設置し、取締役会には報酬体系及び配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることを報酬諮問委員会を通じて確認したうえで、報酬を決定しています。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役に固定報酬のみとしています。

<取締役（社外取締役を除く）報酬のイメージ図>

固定報酬	業績連動報酬	
	短期業績連動	中長期業績連動
基本報酬	賞与	株式報酬型ストック・オプション

（※）報酬諮問委員会は取締役会によって選任された委員及び委員長によって構成されます。

委員には独立役員を含む社外委員と、代表権をもたない取締役から選任される社内委員があります。委員の過半数は社外委員とし、委員長は社外委員から選任することとしています。

② 監査役の報酬は、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議により決定しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額区分

	人 員	基本報酬	賞 与	株式報酬型 ストック・オプション	合計
取 締 役	名 13	百万円 390	百万円 276	百万円 56	百万円 724
（うち社外取締役）	（ 2 ）	（ 19 ）			（ 19 ）
監 査 役	4	55			55
（うち社外監査役）	（ 2 ）	（ 19 ）			（ 19 ）
合 計	17	446	276	56	779

（注） 1. 株主総会の決議による報酬総額は、下記のとおりです。（平成23年6月29日第145期定時株主総会決議）

	固定報酬	業績連動報酬	
		短期業績連動	中長期業績連動
	基本報酬	賞与	株式報酬型ストック・オプション
取締役	年額5億円以内（※1） （うち社外取締役分3,000万円以内）	前事業年度の 連結営業利益の0.8%以内	年額2億円以内 かつ200個以内
監査役	年額1億5,000万円以内	（※2）	

（※1） 使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

（※2） 監査役への賞与及び株式報酬型ストック・オプションの支給はありません。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3)報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の種類別の額

平成27年度における報酬等の総額が1億円以上の役員は以下のとおりです。

	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・オプション	合計
代表取締役 張本 邦雄	百万円 63	百万円 49	百万円 9	百万円 122
代表取締役 喜多村 円	62	49	9	121

4. 社外役員の状況

(1)主な活動状況

①社外取締役

氏 名	取締役会 出席状況	主な活動状況
小 川 弘 毅	12回開催 うち10回出席	長年にわたり西部瓦斯株式会社の経営に携わり、住宅関連業界にも精通していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会において提言すると共に、従来の枠組みにとらわれない視点を当社の経営に反映し、監督機能を発揮しました。特に取締役会において、主に販売活動に関して国内から海外まで幅広い発言を行いました。
栴 田 和 彦	12回開催 うち11回出席	長年にわたり住友軽金属工業株式会社（現株式会社UACJ）の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会において提言すると共に、従来の枠組みにとらわれない視点を当社の経営に反映し、監督機能を発揮しました。特に取締役会において、経営資源の配分から事業運営に至るまで幅広い発言を行いました。

②社外監査役

氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
竹 本 正 道	12回開催 うち12回出席	14回開催 うち14回出席	長年にわたり日東電工株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行しました。特に監査役会及び取締役会において、事業運営体制面や人財登用並びにリスク管理等について、グローバル視点での幅広い発言を行いました。
片 柳 彰	12回開催 うち11回出席	14回開催 うち13回出席	長年にわたり金融機関（現株式会社三菱東京UFJ銀行、現三菱UFJニコス株式会社他）の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行しました。特に監査役会及び取締役会において、財務面や人財育成並びにグループ会社のマネジメント等について、グローバル視点での幅広い発言を行いました。

(2)責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外役員を免責する。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分		支 払 額
		百万円
(1)	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85
(2)	(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	85
(3)	(2)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	81

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(3)の金額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、東陶（中国）有限公司、北京東陶有限公司、東陶機器（北京）有限公司、南京東陶有限公司、東陶（大連）有限公司、東陶（上海）有限公司、東陶華東有限公司、東陶（福建）有限公司、TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.、TOTO MALAYSIA SDN.BHD.、TOTO VIETNAM CO.,LTD.、TOTO (THAILAND) CO.,LTD.、TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD.、台湾東陶股份有限公司、TOTO AMERICAS HOLDINGS,INC.、TOTO U.S.A.,Inc.、TOTO MEXICO,S.A.DE C.V.、TOTO Europe GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、担当取締役を通じ経理部、あわせて会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらにつき適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するとき（職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときなど）は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。

また、会計監査人の適正な職務の執行が困難と認められるときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、これらを遵守します。
- (2)取締役規定、取締役会規則及び稟議規定を定め、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。
- (3)取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を招聘しています。
- (4)「取締役法令遵守ガイド」を作成・更新し、取締役として特に留意すべき法令につき、全取締役に周知徹底を図っています。
- (5)TOTOグループ外部コミュニケーション規定を定め、法令上要求される情報のみならず、ステークホルダーに影響を及ぼす情報を、公正、適時かつわかりやすく開示します。

【運用状況の概要】

「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所にしていきます。また取締役は「TOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定」に基づき法令及び定款を遵守しております。

取締役会においては、公平性・客観性・透明性を重視し、当社から独立した社外取締役2名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言・提言をいただいています。社会から必要とされる企業であり続けるために、コミュニケーションを通じたステークホルダー満足向上に努め、適切で迅速な情報収集や開示・活用並びにステークホルダーとの協業に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則、経営会議規則及び稟議規定に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を、書面又は電磁的記録により、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持します。

【運用状況の概要】

取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書について、各規定・規則に基づき書面及び電磁的記録により10年間は閲覧可能な状態で保存・管理を実施しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)TOTOグループリスクマネジメント規定を定め、危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決及び損害の極小化、並びに解決した危機の再発防止を図ります。
- (2)代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業及び業務執行に係るリスクを把握し、管理すると共に、具体的なリスクに関する管理統括部門の設置、リスクシミュレーションの実施等により、リスク管理体制の整備及び維持を図ります。

【運用状況の概要】

年4回開催のリスク管理委員会において、ステークホルダーに大きな影響を及ぼす恐れのある重大リスクを抽出し、各々のリスクに「リスク管理統括部門長」を任命し、リスクの未然防止を推進しました。

抽出された重大リスクは、想定シナリオに沿って、ブランドの毀損・人的影響・金銭的影響の視点から、影響度と発生頻度をマトリクスで評価しました。リスクポイントの上位項目を最重点リスクとして、リスク管理委員会でモニタリングを行い、全グループをあげて、リスクの低減活動を推進しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定します。
- (2)取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、業務執行取締役等で構成される経営会議（原則として月2回開催）の審議を経て決定します。
- (3)業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を実現するために「執行役員制度」を導入しています。
- (4)方針管理規定を定め、経営方針を全部門に展開し、経営目標の達成を図ります。
- (5)職制規定、業務分掌規定並びに会議及び委員会に関する規定を定め、職制、業務組織、会議及び委員会の権限及び職責を明確にし、業務の合理化・効率化を図ります。

【運用状況の概要】

取締役会を月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しました。重要案件は、取締役会での審議前に経営会議での事前審議・論点整理を行い、また取締役・監査役への資料の事前配付や説明を行うなど、十分な検討時間を確保し、取締役会での議論の活性化につなげました。

取締役会の意思決定事項が方針管理規定に基づき展開され、執行役員制度を通じて合理的効率的に執行されているか、その達成状況は毎月の取締役会で確認されています。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、当社グループで働くすべての人が、法令及び定款に基づいて職務を執行するよう周知徹底を図ります。
- (2)代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、業務執行部門から独立した内部監査室を置き、社長執行役員の指示のもと、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ります。
- (3)コンプライアンスの手引きの配付、各事業所ごとの研修、eラーニングによる教育などを順次行い、当社グループで働くすべての人のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- (4)当社グループで働くすべての人及び取引先の関係者が、法令違反その他のコンプライアンスに反する行為について、不利益な処遇を受けることなく通報できるよう、社内のコンプライアンス担当部門及び社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度を整備し、運用します。

【運用状況の概要】

年4回開催のコンプライアンス委員会において、グローバルでのコンプライアンス教育・モニタリング等の年度計画・実施結果を確認・承認するプロセスを盛り込むことで、より効果的で透明性の高いコンプライアンス推進活動を進めています。

当社グループ社員として求められる行動が、各国・地域で働くすべての社員に浸透するように企業理念やトップコミットメント、各行動指針をまとめた「TOTOグループビジネス行動ガイドライン」を作成（13言語に翻訳）し、海外グループ会社まで配付しました。また社員一人ひとりにコンプライアンスを浸透させるため、新任部課長、新任グループ会社社長、新入社員等を対象に教育やeラーニングを展開しました。

また当社グループでは社外第三者によるコンプライアンス問題の通報窓口が機能しています。通報者の氏名などの秘密は厳守されます。海外においても、同様の通報制度を展開中です。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)前記「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」は、グループ会社にも適用します。
- (2)財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の改善に努めます。
- (3)グループ会社・関連会社等運営規定を定め、グループ会社における経営上の重要事項については、当社における稟議決裁、又は当社の事前承認、もしくは当社への事前報告を義務付け、当社グループにおける業務の適正を確保します。
- (4)グループ会社の事業に密接な関係を持つ当社の部門を所管部門として定め、所管部門長が、当該会社の事業活動の状況を把握し必要な指導・支援を行うことにより、当社グループにおけるグループ会社の職務執行の効率性を確保します。
- (5)グループ会社に当該会社の取締役及び監査役を派遣し、グループ会社のガバナンスの強化を図り、経営のモニタリングを行います。

【運用状況の概要】

「グループ会社・関連会社等運営規定」に基づき、各グループ会社内の規定類の整備を行うと共に、重要事項については当社における稟議決裁や事前承認等を実施しています。

またグループ会社ごとに当社の所管部門を定め、取締役や監査役の派遣、及び必要な指導・支援を通じて、業務の適正及び効率性を確保しております。

内部監査室によるグループ会社各社の内部監査や、各グループ会社の監査役からの監査報告を通じて、内部統制の有効性を確認しております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助するため、業務執行組織から独立した、監査役直属の監査役室を設置し、管理職を含め、専任の監査役補助者を複数名配置します。
- (2)監査役補助者の異動、評価等については、監査役の同意を得たうえで決定します。

【運用状況の概要】

監査役直属の監査役室に4名の専任の監査役補助者を設置し監査業務を補助いたしました。また、監査役補助者の異動、評価は、監査役の同意を得たうえで決定いたしました。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び担当部門は、以下の事項につき、監査役に定期的に報告を行います。

- ①当社グループの経営の状況・業績及び業績見込み
- ②重大な危機の発生
- ③内部通報制度の運用状況及び通報内容

(2)監査役が監査に必要な情報を適時に入手できるよう、以下の体制を整備します。

- ①当社及びグループ会社の稟議書等、業務執行に関する主要な資料の閲覧
- ②経営会議・生販執行会議等、主要な会議への出席
- ③グループ会社取締役・監査役等からの当該会社の業況聴取
- ④その他、監査役が適切に職務を遂行するために必要な情報の提供

【運用状況の概要】

取締役会をはじめとする主要会議や委員会に監査役の出席を要請し、稟議書等の業務執行に関する主要な資料を閲覧に供しました。さらに必要に応じ取締役及び担当部門からの報告を実施しております。これらを通じて、当社グループ経営の状況や業績、重大な危機の発生を監査役に報告しました。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するために必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて当社が支出します。

【運用状況の概要】

監査役職務執行上、必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて、適切に支出処理をいたしました。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、その職務を適切に遂行できるよう、取締役及び各部門、並びに各グループ会社との意思疎通を図るため、以下のような機会を確保します。

- ①取締役会への監査方針及び監査計画並びに監査結果の説明
- ②取締役との意見交換
- ③内部監査室・経営企画部・経理部等、監査役が適切な監査の遂行のために必要と考える部門との情報交換

【運用状況の概要】

取締役会で監査方針及び監査計画並びに監査結果の報告を受けました。取締役と監査役は定期的に意見交換を実施しております。また、内部監査室、経理部等は、定期的に監査役と連絡会を実施し、情報交換を行っています。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について取締役会において次のとおり決議いたしております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、並びに当社の企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えております。

当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人材育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するビフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米州・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来長きにわたり、広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えております。そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるよう大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 社是・企業理念及び中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。当社の企業価値の源泉は、①高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、②ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、③お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、④お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、⑤取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、⑥前記①～⑤の維持・発展を担う従業員等にあります。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立

100周年を迎える平成29年（2017年）における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した長期経営計画「Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを推進しております。「Vプラン2017」では、当社が目指す姿として、『世界中のお客様』に新しい「まいにち」を提供し、これからも必要とされ続ける存在として「真のグローバル企業」になる』ことを掲げています。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。

これらの事業活動を「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。

なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年度の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA 10%以上（営業利益ベース）、ROE 10%以上（純利益ベース）です。

事業の成長及び収益力の向上面では、お客様の期待以上の満足を得ることのできる魅力ある商品とサービスを提供し続けること、並びに継続的なコストリダクションと生産性向上により、安定的かつ永続的な成長を目指します。また、資産の効率的な運用の面では、資産の流動化や負債の圧縮などにより財務体質のスリム化を図り、企業価値の最大化を目指します。

(2)コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の客観性・透明性を高め経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し企業価値を永続的に拡大することが企業経営の要であると考えています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制につきましては、前述の「IV コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項」の「1. コーポレート・ガバナンスの状況」64～67ページに記載のとおりです。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、及び当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針」（買収防衛策、以下「本プラン」という）を導入しております。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、係る手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、係る手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、係る大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権

の無償割当て（会社法第277条以下に規定されています。）の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるというものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という）には、(1)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、(2)当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から上記3. の取り組みが当社の上記1. の基本方針及び企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1)買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2)当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものです。

(3)株主意思を重視するものであること

- ①本プランの更新にあたっては、定時株主総会において株主の皆様への承認をお諮りします。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。
- ②本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の決定を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしています。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者により構成されます。

加えて、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、特別委員会の判断の概要については適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5)合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止できる仕組みを確保しています。

(6)外部専門家等の意見の取得

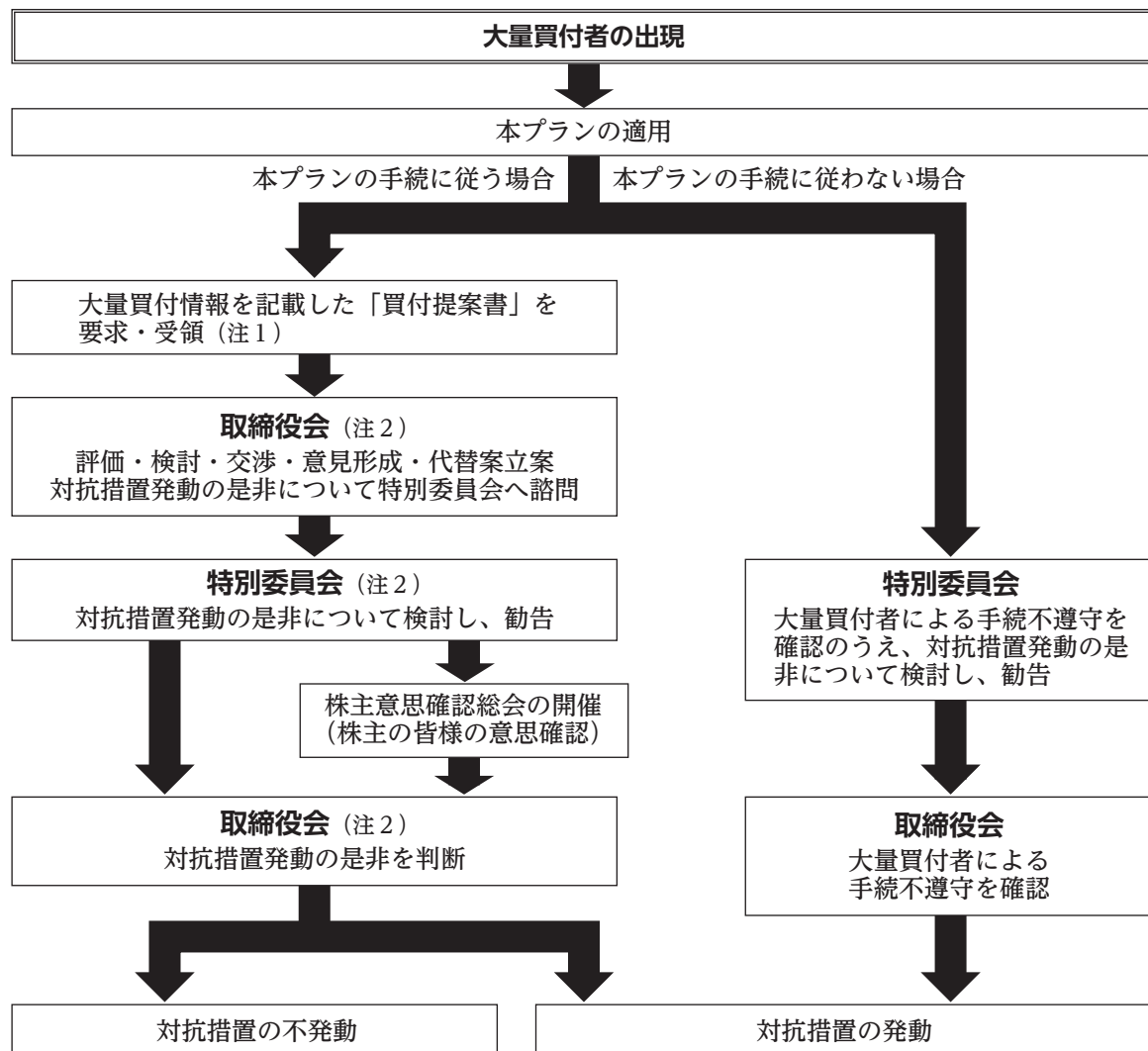
本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるとされています。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7)デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、デッド・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができずその発動を阻止するのに時間が掛かる買収防衛策）でもありません。

(※) 本プランの全文はインターネット上の当社ホームページ (<http://www.toto.co.jp/company/ir/>) に掲載しております。

概要イメージ図



（注1）大量買付者に対する追加情報提供要求は原則として60日以内に行う

（注2）取締役会評価期間（特別委員会の検討期間を含む）は、
i. 対価を現金（円貨）のみとする全部買付けの場合：60日以内 ii. その他の場合：90日以内
※株主意思確認総会を開催する場合を除く

（※）上記概要イメージ図は、本プランの理解を容易にすることを目的とした参考資料です。詳細につきましては本文をご参照ください。

※本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
※本事業報告の文中には、株主の皆様にご理解いただくために、ご参考として写真やグラフを掲載しています。

■ 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	279,383	流 動 負 債	176,488
現 金 及 び 預 金	79,053	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	75,765
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	97,689	短 期 借 入 金	24,637
有 価 証 券	21,000	コマーシャル・ペーパー	12,000
商 品 及 び 製 品	41,667	未 払 金	14,283
仕 掛 品	10,072	未 払 費 用	26,745
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,686	未 払 法 人 税 等	3,830
繰 延 税 金 資 産	6,630	未 払 消 費 税 等	3,169
そ の 他	10,886	役 員 賞 与 引 当 金	205
貸 倒 引 当 金	△302	製 品 点 検 補 修 引 当 金	226
固 定 資 産	256,882	事 業 再 編 引 当 金	821
有 形 固 定 資 産	164,508	環 境 対 策 引 当 金	57
建 物 及 び 構 築 物	68,008	設 備 関 係 支 払 手 形	3
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	42,557	そ の 他	14,742
土 地	29,424	固 定 負 債	74,255
建 設 仮 勘 定	12,203	長 期 借 入 金	3,963
そ の 他	12,314	退 職 給 付 に 係 る 負 債	67,746
無 形 固 定 資 産	15,427	そ の 他	2,545
の れ ん	224	負 債 合 計	250,743
ソ フ ト ウ ェ ア	10,913	(純資産の部)	
そ の 他	4,288	株 主 資 本	262,558
投 資 そ の 他 の 資 産	76,946	資 本 金	35,579
投 資 有 価 証 券	54,774	資 本 剰 余 金	29,216
長 期 貸 付 金	148	利 益 剰 余 金	212,255
差 入 保 証 金	6,807	自 己 株 式	△14,492
退 職 給 付 に 係 る 資 産	414	その他の包括利益累計額	13,467
繰 延 税 金 資 産	12,683	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,006
そ の 他	2,405	為 替 換 算 調 整 勘 定	13,726
貸 倒 引 当 金	△285	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△13,265
資 産 合 計	536,265	新 株 予 約 権	539
		非 支 配 株 主 持 分	8,957
		純 資 産 合 計	285,522
		負 債 純 資 産 合 計	536,265

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

■ 連結損益計算書 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		567,889
売上原価		351,599
売上総利益		216,290
販売費及び一般管理費		170,152
営業利益		46,137
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,883	
雑収入	2,585	5,469
営業外費用		
支払利息	120	
雑損失	4,721	4,842
経常利益		46,764
特別利益		
土地等売却益	3,852	
投資有価証券売却益	65	
会員権売却益	0	
受取補償金	933	
補助金収入	880	
持分変動利益	239	5,971
特別損失		
土地等売却損	1	
会員権売却損	0	
有価証券評価損	208	
会員権評価損	4	
減損損失	313	
製品点検補修損失	233	
事業再編費用	687	1,447
税金等調整前当期純利益		51,288
法人税、住民税及び事業税	9,579	
法人税等調整額	5,312	14,892
当期純利益		36,395
非支配株主に帰属する当期純利益		672
親会社株主に帰属する当期純利益		35,723

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」は当社ホームページ (<http://www.toto.co.jp/company/ir/>) に掲載しています。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	154,056	流 動 負 債	140,035
現金及び預金	7,814	支払手形	34
受取手形	7,348	短期借入金	51,733
売掛金	75,133	1年内返済予定の長期借入金	17,243
有価証券	21,000	コーポレート・ペーパー・ス・債	19,200
商品及び製品	14,878	未払費用	12,000
仕掛品	335	未払法人税等	36
原材料及び貯蔵品	1,277	未払消費税等	13,406
前払費用	866	短期貸付金	14,733
繰延税金資産	2,703	1年内回収予定の長期貸付金	1,092
短期貸付金	7,305	未収入金	1,726
1年内回収予定の長期貸付金	1	その他の資産	78
未収入金	14,418	固定負債	7,731
その他の資産	974	株主資本	205
固定資産	217,624	資本剰余金	226
有形固定資産	72,112	利益剰余金	528
建物	31,377	利益剰余金	57
構築物	1,464	負債合計	45,273
機械及び装置	1,054	株主資本	500
車両及び運搬具	9,318	資本剰余金	46
工具・器具・備品	93	利益剰余金	43,256
土地	4,861	利益剰余金	1,418
リース資産	15,614	利益剰余金	51
建設仮勘定	49	純資産の部	185,308
無形固定資産	8,278	株主資本	172,949
ソフトウェア	9,390	資本剰余金	35,579
その他の資産	9,141	利益剰余金	29,101
投資その他の資産	248	利益剰余金	29,101
投資有価証券	136,120	利益剰余金	122,761
投資関係会社出資	48,297	利益剰余金	8,290
関係会社貸付金	51,245	利益剰余金	114,471
長期前払費用	21,788	利益剰余金	4
繰延税金資産	7	利益剰余金	1,981
その他の資産	5,512	利益剰余金	84,807
倒引当金	63	利益剰余金	27,678
	8,175	利益剰余金	△14,492
	1,053	利益剰余金	12,883
	△23	利益剰余金	12,883
資産合計	371,681	負債純資産合計	539
		負債純資産合計	186,372
		負債純資産合計	371,681

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

■ 損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		387,564
売 上 原 価		257,201
売 上 総 利 益		130,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		118,463
営 業 利 益		11,899
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,180	
雑 収 入	2,088	14,268
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	95	
雑 損 失	2,822	2,917
経 常 利 益		23,250
特 別 利 益		
土 地 等 売 却 益	3,789	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48	
受 取 補 償 金	260	
補 助 金 収 入	836	4,934
特 別 損 失		
土 地 等 売 却 損	1	
有 価 証 券 評 価 損	208	
会 員 権 評 価 損	4	
製 品 点 検 補 修 損 失	233	
事 業 再 編 費 用	393	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	618	1,458
税 引 前 当 期 純 利 益		26,726
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,696	
法 人 税 等 調 整 額	3,329	5,026
当 期 純 利 益		21,699

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は当社ホームページ (<http://www.toto.co.jp/company/ir/>) に掲載しています。

■ 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

TOTO株式会社

取締役会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 堺 昌 義 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 一 昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOTO株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

TOTO株式会社

取締役会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 堺 昌 義 ①
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 ①
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 金 子 一 昭 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOTO株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社を訪問して事業の実情を調査するとともに子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）及び各取組み（同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

TOTO株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 崎 敏 ㊞

常勤監査役 鬼 木 元 弘 ㊞

監 査 役 竹 本 正 道 ㊞

監 査 役 片 柳 彰 ㊞

(注) 監査役竹本正道及び監査役片柳彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
配当金の受領 株主確定日	期末配当金 3月31日、中間配当金 9月30日 (その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日)
公告掲載方法	電子公告制度により行います。 http://www.toto.co.jp/company/ir/ (ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います)
上場証券取引所	東京・名古屋・福岡
証券コード	5332
単元株式数	100株
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 ☎0120-232-711 (フリーダイヤル)

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- * 配当金に関する支払調書
- * 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主様
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
三菱UFJ信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711

本株主総会の決議結果につきましては、当社ホームページ「投資家・IR情報」(<http://www.toto.co.jp/company/ir/>)において開示いたします。これをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

TOTO株式会社

ホームページ：<http://www.toto.co.jp/>

株主総会会場ご案内略図

TOTOミュージアム ホール

住所：北九州市小倉北区中島二丁目1番1号



お願い：会場の駐車場は限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
なお、お車でお越しの際は、西門（紫川沿い）よりご入場ください。

